

個別事業進捗状況報告 関係資料

(地域コミュニティのしくみづくり支援事業)

地域づくり支援室

事業名 地域コミュニティのしくみづくり支援事業
所 管 市民文化部地域づくり支援室

平成28年度下半期(概ね H28.10～H29.3)の活動と成果の概要

○地域予算制度に係る地域との調整

- ・地域まちづくり協議会向け地域予算制度に係る説明会（H29.2.20）
制度全体については了承。事務手続きについて、以下のとおり意見があり、対応を行った。
（意見）

- ・ 交付金の申請の事務手続きについて、これまでの補助金と同様に処理できないのか検討願いたい。
- ・ 申請書以外の事業計画書、収支計画書等について、標準的な様式を定めていただきたい。

（対応）

- ・ これまでの補助金と可能な限り様式の変更なく、処理できるよう調整を行う。
- ・ 標準様式を定めて、地域の希望により活用できるように準備を進める。

○地域の担い手育成研修（3回目）

実施日時：H29.3.27 13時30分から16時30分まで

場所：川崎地区コミュニティセンター

講師：一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 代表理事 釘山健一

参加者：まちづくり協議会構成員、市職員及び社会福祉協議会職員 合計 22人

内容：地域人材フォローアップ研修（市民活動的事業展開の極意について）

平成28年度の地域担い手育成研修に参加した者が、さらなるステップアップを目指し、これまでの研修の振り返りを行うため、研修講師とともに学ぶ機会を設けた。地域において会議ファシリテーターとして活躍できる人材が、回数を重ねるごとに着実に育ってきている状況にある。

平成29年度の活動予定

○地域まちづくり計画策定支援

- ・各まち協の計画策定の積極的な推進。
地域まちづくり計画策定済み：4地区（川崎、昼生、神辺、井田川南）
H29年度策定予定：7地区（本町、関南部、城北、井田川北、白川、関宿、加太）
未策定：11地区
- ・地域まちづくり計画策定支援アドバイザー派遣制度の実施。

○地域リーダーの養成

- ・次年度は、4回に渡る連続講座を予定。

研修内容（予定）

- 1回目：協働のまちづくりのコツ研修 初級編
- 2回目：ファシリテーション研修 初級編
- 3回目：サロン開催の実践編
- 4回目：サロンの見本

亀山市地域予算制度の概要について

亀山市では、多様化する地域課題に対応する新たな地域自治のしくみづくりとして、自治会のみならず、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業など様々な主体が構成員となり、自分たちの暮らす地域は自分たちで創りあげるという理念の下に地域課題の解決に取り組む組織である「地域まちづくり協議会」の組織化を進めてまいりました。

地域まちづくり協議会が、地域の合意の下に「地域まちづくり計画」を策定し、この計画に基づき、自分たちで考え、責任を持って地域課題解決に向けて実施する取り組みを促進するため、亀山市地域まちづくり協議会条例第10条に基づく財政的支援として地域予算制度を創設します。

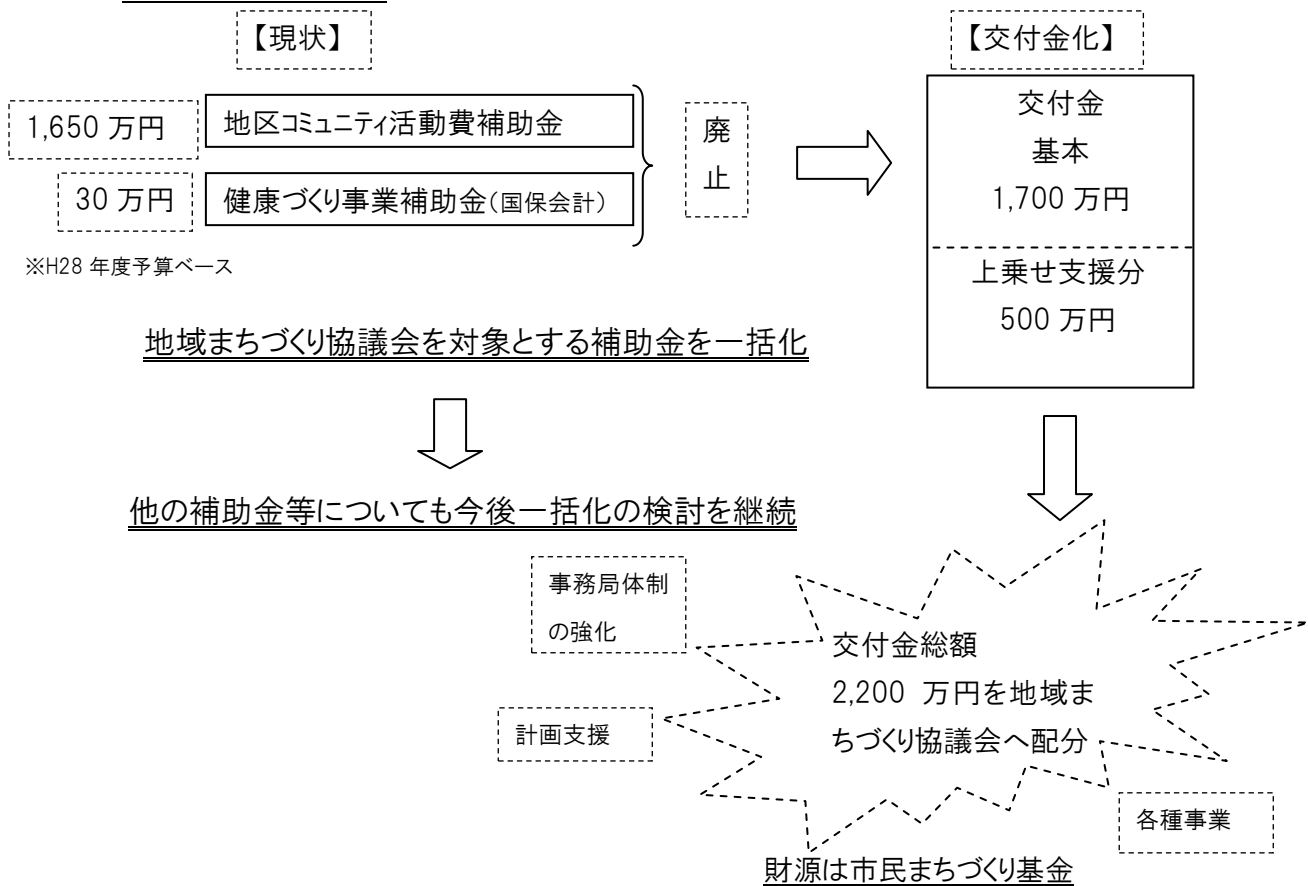
地域予算制度においては、地域まちづくり交付金と地域活性化支援事業補助金の2つの助成制度で構成することとします。

第1 地域まちづくり交付金

(概要)

地域まちづくり協議会が行う、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念に則った協議会活動を支援するため、地域で用途を決定することができる交付金を交付します。

1 交付金イメージ



※H28年度予算ベース

2 交付金総額等

基本 1,700 万円＋上乗せ支援分 500 万円＝合計 2,200 万円

交付金は、均等割 50%、人口割 50%の基準に基づき全体を分割し、それぞれ地域まちづくり協議会ごとに配分します。

均等割 50%、人口割 50%の基準は、人口の少ない地域へ配慮し、交付金をバランス良く配分するため設定しています。

3 財源

市民まちづくり基金

4 特徴

(1) 交付金の使途

地域まちづくり協議会の判断と責任のもとに交付金の使途を決めることができます。

(2) 交付対象

地域まちづくり協議会条例第5条に掲げる事業

(市民の権利及び自主性を尊重したまちづくり、地域の個性を尊重したまちづくり、子どもの健全育成、自主防災及び自主防犯、健康づくり及び地域福祉の充実、環境の保全及び創造、歴史の尊重及び文化の振興に関すること等)

(3) 基金の設置

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、市の承認を得て基金を設置することができます。

基金は、3年度以内の期間を定めて設置することができます。

5 上乗せ支援分の効果

多様な地域課題解決のため、活動分野が拡大した事に対して上乗せ支援します。

事務局長を配置するなどの事務局体制の強化、地域まちづくり計画の策定及び推進のための活用、地域課題の解決のための各種事業に活用ができます。

6 活用事例(想定)

- ・ 地域内の自主防災会の連携協力による危険箇所点検事業（危険箇所マップ作成）
- ・ 獣害対策事業（大型捕獲檻による捕獲、追跡調査、防護柵の設置等）
- ・ 幼稚園、小学校等の教育機関との連携による子育て支援事業（子育てサロン）
- ・ 地域まちづくり協議会事務局長手当や役員手当の新設

7 交付金の対象経費等

交付金は、人件費、報償費、旅費、需用費、委託料等に幅広く活用できます。ただし、交際費、寄付金、食糧費等は除きます。

なお、事業の実施に伴う食糧費（講師等の弁当、会議に伴うお茶等）は対象経費となります。

第2 地域活性化支援事業補助金

(概要)

地域まちづくり協議会が、地域まちづくり計画に基づき地域課題解決のために、より積極的に実施する事業を支援するための補助制度です。地域まちづくり協議会の自主性・主体性に基づく積極的な取り組みを促進します。

1 対象事業

地域まちづくり計画に基づき実施する亀山市地域まちづくり協議会条例第5条に掲げるいずれかの事業

2 補助金額

対象経費の3分の2以内（上限30万円）

単年度補助制度、1協議会につき各年度1回限り

自主財源3分の1には、地域まちづくり交付金を充当することはできません。

3 補助事業の決定

市は、地域まちづくり協議会の補助事業の選定のため、補助金選定委員会を置き、選定委員会に諮った上で、補助事業を決定します。

4 財源

市民まちづくり基金

5 活用事例（実績）

- ・加太地区鉄道遺産群を活用した地域づくりに伴う基盤整備（鉄道遺産案内板設置）
- ・ええやん坂下ハンドベル部設立事業（ハンドベルによる演奏、健康づくり）
- ・野村地内竜川流域の自然環境整備に関する研究事業（河川環境の保護整備）

6 補助対象外経費

補助事業に要する経費のうち、人件費、食糧費及び施設整備費等は除きます。

個別事業進捗状況報告 関係資料

(市民参画協働事業 (協働の仕組みの見直し))

共生社会推進室

協働事業提案制度あり方検討委員会

1. 所掌事務(亀山市協働事業提案制度あり方検討委員会要綱第2条)

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 制度の見直しに関すること
- (2) その他制度のあり方に関すること。

2. 設置するに至った背景

(1) 協働事業提案制度の状況

平成19年度 「亀山市協働の指針」策定

平成20年度 協働を進める具体的な施策として「協働事業提案制度」の開始
提案数9件(市民提案8件、行政提案1件)

平成21年度 提案事業の実施6件(市民提案6件)

平成24年度 協働事業提案制度あり方検討委員会を設置し、見直し

協働の指針策定から約10年となり、提案件数の減少など課題が出てきている。5年目に協働事業提案制度あり方検討委員会を開催し方策を検討したが、再度検討する。

◎年度別実績一覧

項 目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協働事業提案件数 (件)	市民提案	8	2	3	3	2	1	1	2
	行政提案	1	2	1	0	2	2	1	1
協働事業実施件数 (件)	市民提案	-	6	2	3	2	1	1	1
	行政提案	-	0	1	0	0	2	1	0
協働についての職員研修参加人数 (人)		63	163	160	46	54	45	49	47
協働事業推進員任命数 (室長級職員)(人)		51	50	53	53	55	52	54	54

(2) 市民活動応援制度の構築

平成25年度 市民活動団体を応援し、市民活動の活性化をもとに活力ある地域社会の実現をめざす「市民活動応援制度」が構築

平成28年度 3カ年実施した事業を検証し、今後の方向性を確認

(3) 地域まちづくり協議会の設立

平成28年度 市内すべてに22の地域まちづくり協議会の設立

(4)「ザ・点検～亀山モデル～」の判定結果

平成27年度 亀山市事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」

外部点検において、市民活動支援事業が②抜本の見直しとの判定

(5) 第2次亀山市総合計画前期基本計画の策定

平成28年度 平成29年度から平成37年度を計画期間とする第2次亀山市総合計画の策定において、今後9年間の市の方向を計画している。

協働事業提案制度のこれまでの経緯と現状について

(1) 協働への理解不足(協働事業提案制度の周知不足)

協働そのものや協働事業提案制度を知らない人がまだまだ多いことから、協働を推進する拠点である市民活動センターみらいにおいて、実施事業の成果報告会の開催や選定委員会の公開プレゼンテーションを実施し、周知している。また、前回のあり方検討委員会開催以降には、「亀山市協働事業事例集」で実例を紹介することにより協働を身近なものとして感じていただけるよう発刊した。

しかし、市民や行政職員も協働についての認識が薄いと思われるため、多くの人を対象に理解してもらう必要がある。

(2) 協働事業提案制度のしくみのつかいにくさ

協働事業提案を行い、相手方の選定を行う上でお互いの目的や事業内容のコミュニケーションを図るため、3回の協議や中間報告協議を行うが時間的に手間がかかる。また、相手方との事業内容の調整が難しく、行政側にとって負担である。自らの市民活動の範囲なのか、市が公共事業として実施する必要があるものなのか、どこまで協働できるかが課題である。

提案時の申請書式も内容の記述が難しい。

(3) 協働実施件数が増加しない

協働事業の提案件数や実施件数は、事業開始当初に比べると減少しており、現在は横ばいである。市民参画のまちづくりの観点からも「協働」の推進は必要であるが、協働事業提案制度によらない協働もあり、市担当部署においてお互いの信頼関係のもと、直接「事業協力」「委託」などによりされているものもあると思われる。

(4) 協働の相手方が見つからず、成立しない

行政提案については、協働の相手方が見つからないことがある。

市民活動団体の育成や人材発掘が必要である。また、行政においても日頃から市民参画の意識を持って業務を考える必要がある。

提案事業の内容についても、委託業務のような内容でなく、相手方にとっても自由度があり満足感の得られる内容での提案ができると相手方も引き受けやすくなる。

◎事業不成立一覧

提案 年度	実施 年度	提案 者別	事業名	事業内容
20	21	市民	亀山 7 名山の制定と整備事業	亀山7名山の案内マップの編集、作成、配付と案内道標の整備。
20	21	市民	市民の創造によるコンサート事業	実行委員会を通して「ひとのわコンサート」を実施するので、資金及び広報の支援を依頼。
20	21	行政	外国語版広報誌発行事業	毎月1回ポルトガル語の広報発行。行政は、印刷と配付を分担するので市民には翻訳と校正を依頼。
21	22	行政	外国籍児童生徒の学習支援事業	小中学校に在籍する外国人児童生徒が放課後に学校図書館などを利用して自主補充学習を行う支援を依頼。
22	23	行政	市庁舎案内及び戸籍窓口の受付補助業務	市窓口への来庁市民に対し、①目的窓口への案内②要件に対する窓口業務の補助
23	24	市民	1 day シェフ石垣屋	関宿を訪れるきっかけづくり
24	25	市民	「かめやま歴史かるた」事業	「かめやま歴史かるた」を作成し、かるたを通じて歴史自然文化ある亀山市を後世へ伝え、観光振興と文化の継承のきっかけづくり。
25	26	行政	人命救助隊	救命講習の指導者を育成し、地域や事業者で救命講習を依頼。
26	27	行政	人命救助隊育成事業	救命講習の指導者を育成し、地域や事業者で救命講習を行うなど応急手当必要性の啓発を依頼。
27	28	行政	家具等のリユース事業	家庭で不要になった家具等の再使用を推進するため、必要とする人に譲り渡すしくみづくりをする

協働事業提案制度あり方について 見直しの視点

1. 市民活動支援制度の中で関連性

●それぞれのしくみでの市民活動の支援

- ① 市民参画協働事業推進補助金…スタートアップ補助金 市民活動団体の基盤づくり
ステップアップ補助金 事業を発展させ団体力の蓄積
- ② 協働事業提案制度…市と事業を行うことにより、活動団体における公益性の向上
- ③ 市民活動応援制度…多様な団体の自由で広い活動を支援

2. 市民や団体からの課題に対する見直し

●わかりやすい仕組みへ

- ・協働のお互いの負担を軽減するために、効率よく事前協議を進め従前の3回の協議を2回程度にしたり、事業決定後には、実施前の協議や中間協議の回数を書面提出にて進捗を管理するよう改正していく。
- ・申請書式についても、内容が簡潔に把握でき、わかりやすい書式に改正していく。

3. 協働への対応

●協働そのものへの理解促進

- ・ケーブルテレビやフェイスブックなどさまざまな媒体を活用して、市民へ協働事業の特徴やよさを周知する。
- ・行政提案を促すために、職員研修を実施しており管理職である協働推進員を対象としているが、対象や目的を再考して効果的に実施していく。

●相手方などの育成

- ・市民活動団体の育成や人材発掘が必要である。
- ・行政においても日頃から市民参画の意識を持って、協働の視点で業務を考える必要がある。
- ・提案事業の内容について、委託業務のような固執した内容でなく、相手方にとっても自由度があり満足感の得られる内容で成立できるよう、協議によりコミュニケーションを図り、よりよい事業を作り上げていく。

4. 「ザ・点検」に対する対応

- ・地域まちづくり協議会等における実質的な協働を促していく。
- ・協働は、主管課だけの問題ではなく、全庁的な取り組みを必要とすることから、全庁的に意識啓発や喚起を図っていく。

協働事業提案制度によらない協働実績

平成20年度から現在までの期間において、協働している内容(現在は協働していない内容も含む)

各項目の説明については、下記の説明文のとおり

協働形態	→ 「亀山市協働の指針 P. 8(5)協働の形態」において、当てはまる形態
協働相手	→ 共に取り組んだ協働相手(市民活動団体、民間企業、地域組織など)
取組年度	→ 共に取り組んだ年度
取組内容	→ 市民(相手方)と行政で共に取り組んだ内容
相手方の役割	→ 取組内容を遂行するにあたって、市民(相手方)側が担った役割
行政の役割	→ 取組内容を遂行するにあたって、行政側が担った役割

※ 協働とは？(亀山市協働の指針 P. 1 協働の基本理念より)

↓
「市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。」

<実績> 全件数:110

協働形態別 ①共催:10件、②後援:12件、③事業協力:29件、④実行委員会:16件、⑤アダプト制度:2件、
⑥委託:9件、⑦補助:24件 複数の協働形態を持つ取り組み:8件

年度別

現在まで協働している内容

平成20年度以前～平成28年度(現在)まで:63件
平成21年度～平成28年度(現在)まで:3件
平成22年度～平成28年度(現在)まで:2件
平成23年度～平成28年度(現在)まで:4件
平成24年度～平成28年度(現在)まで:4件
平成25年度～平成28年度(現在)まで:4件
平成26年度～平成28年度(現在)まで:2件
平成27年度～平成28年度(現在)まで:4件
平成28年度～現在まで:7件

現在は協働していない内容

平成22年度～平成25年度まで:1件
平成25年度のみ:3件
平成20年度以前～平成26年度まで:4件
平成24年度、平成26年度:1件
平成25年度～平成26年度まで:2件
平成26年度のみ:1件
平成20年度以前～平成27年度まで:2件
平成23年度～平成27年度まで:1件
平成26年度～平成27年度まで:1件
平成27年度のみ:1件

	室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
例	共生社会推進室	④実行委員会	ヒューマンフェスタin 亀山実行委員会	平成20年度 以前～平成 28年度(現 在)まで	ヒューマンフェスタin亀山の 開催を通じた人権啓発	ヒューマンフェスタでの人権 啓発に関するブース出展 及び企画立案・運営協力	ヒューマンフェスタの全体管理、 費用負担、会場確保、各種手続 き、連絡調整等
例	共生社会推進室	⑦補助	津人権擁護委員協 議会亀山地区委員 会	平成22年度 ～平成28年 度(現在)ま で	津人権擁護委員協議会亀山 地区委員会事業補助金を活 用した人権啓発	・人権週間での啓発物品の 配布 ・市内中学生を対象とした 人権習字の募集や展示 ・毎月1回、定例会にて事 業検討及び評価	・津人権擁護委員協議会亀山 地区委員会の人権啓発活動に 対する補助 ・毎月1回、定例会に参加し、情 報共有及び行政側からの情報 周知
例	共生社会推進室	③事業協力	アクティブ亀山	平成20年度 以前～平成 28年度(現 在)まで	・三重県内男女共同参画連 携映画祭(於:亀山市文化会 館)の運営 ・亀山市男女共同参画情報 誌の作成 ・その他男女共同参画の啓 発に係る事業協力	・三重県内男女共同参画 連携映画祭での受付業 務、啓発効果を高める映像 の作成・放映、映画終了後 のアフタートークの運営 ・亀山市男女共同参画情 報誌の企画立案、記事作 成(8割)、編集作業 ・各種啓発事業の運営協 力	・三重県内男女共同参画連携 映画祭の全体管理、費用負担、 チラシ作成・広報、会場確保等 ・亀山市男女共同参画情報紙 の記事作成(2割)、記事内容の 校正や助言、印刷発注・費用負 担・各戸配布、HPへの掲載等 ・各種啓発事業の運営管理

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
例 共生社会推進室	①共催	亀山日本語教室はじめのいっぽ	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山日本語教室(於:青少年研修センター)において、毎週土曜日の夜、年間約40回、はじめのいっぽの日本人スタッフが、外国人住民に対し日本語を教える事業	学習者への日本語の指導、指導方針の協議・方針決定、教材の選定・作成、日本語学習に限らず日本の文化にふれたり地域住民とふれあったりする催しの企画立案等	亀山日本語教室の全体管理、授業実施者への謝金(実費弁償)の支給、教材の購入、その他必要な助言等
広報秘書室	②後援	鈴鹿ハルーンフェスティバル	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	気球を通じ、多くの人に感動を与える 子ども達に自然を感じてもらおう 三重県、鈴鹿市を代表するイベントを育てる 東日本大震災の被災地復興支援	鈴鹿ハルーンフェスティバルの企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	平和映画上映会	平成25年度、平成27年度、平成28年度	子どもから大人まで幅広い年代の人が観賞する事で、平和を見つめ直す機会とする	第18回平和映画上映会の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	NPO法人ぼっかぼかの会 各事業	平成27年度～平成28年度(現在)まで	障がいのある子ども達やその親を対象に、相談会や料理教室、食事を開催する事で、交流や相談の場を作り、行政の後援により社会貢献的活動を市民に伝えていく。	ぼっかぼかの会 各事業の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	ものづくりフェア2016	平成28年度	学校の授業では触れることのできない「ものづくり体験」をすることで、子ども達に「ものづくり」の楽しさを実感させ、将来の技能者の育成を図る	ものづくりフェア2016の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	イオンモール鈴鹿「敬老の日記念 家族の似顔絵展」	平成21年度～平成28年度(現在)まで	敬老の日を通じて、家族間の触れ合い、家族間の会話の一助とする	イオンモール鈴鹿「敬老の日記念 家族の似顔絵展」の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	イオンモール鈴鹿「母の日記念 家族の似顔絵展」及び「父の日 家族の似顔絵展」	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	母の日及び父の日を通じて、家族間の触れ合い、家族間の会話の一助とする	イオンモール鈴鹿「母の日記念 家族の似顔絵展」及び「父の日 家族の似顔絵展」の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場亀山大会	平成27年度	障がいのあるなしに関わらず、共に取り組むことのできるスポーツを通じて、共生社会づくりのための一助とする	ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場亀山大会の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	2014年 国立ホリソイサーカス 津公演	平成25年度	超人的な演技や動物たちの迫力ある演技を子どもからお年寄りまで楽しんでいただき、各会場に設置した募金箱により東日本大震災の義援金を募る	2014年 国立ホリソイサーカス 津公演の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	春のばら展	平成25年度	三重ばら会の学習講座出身者によるばら展を開催し、会員各位の能力と親睦を深める	春のばら展の企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	②後援	老人福祉フェスティバル	平成22年度～平成25年度まで	芸能発表大会、趣味の作品展を開催する	老人福祉フェスティバルの企画立案・運営	事業の趣旨や内容に賛同して事業の社会的信用度を増すとともに、公共的であることをPRする
広報秘書室	③事業協力	亀山朗読奉仕会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内視覚障がい者向けに、広報かめやまなどの発行物の音訳サービスを提供	広報かめやまなどの発行物の音訳CDを制作し、視覚障がい者の方へ送付	広報かめやまなどの発行物の作成、発行前に原稿の提供
企画政策室	②後援	亀山商工会議所青年部	平成24年度、平成26年度	出会いの場を提供することで、結婚・出産に繋がる手助けをし、亀山市に住んでいたくことを目的とした婚活支援事業の開催	事業の実施	周知等の実施

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
企画政策室	③事業協力	亀山みそ焼きうどん本舗	平成28年度	B1グランプリスペシャルin東京・臨海副都心への参加によるまちおこし	B1グランプリへの参加	B1グランプリに同行し、市のPRの実施 (当室はB1グランプリには同行しなかったが、その準備段階において、どのように市をPRするか会議に参加)
企画政策室	④実行委員会	第32回地域づくり団体全国研修交流三重大会亀山市分科会実行委員会(市・商工会議所・NPO東海道関宿・語り部の会・馬子唄保存会・にぎわい復活一座)	平成25年度～平成26年度まで	第32回地域づくり団体全国研修交流三重大会亀山市分科会の開催	実行委員会等での検討や当日スタッフとしての運営。また、各委員の関係団体には分科会参加者との交流、情報交換等	実行委員会の全体管理、会場確保、各種手続き、連絡調整等
危機管理室	①共催	自衛隊、日赤、国交省等	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山市総合防災訓練を通じた被害の軽減及び市民の防災意識の向上	防災啓発に関する講演、ブース出展(訓練実施、車両展示等)を実施	亀山市総合防災訓練全体の企画、立案、管理、費用負担、連絡調整等
危機管理室	③事業協力	建設労働組合亀山支部	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	家具転倒防止器具(金具取付)事業を通し、高齢者宅での家具等の転倒防止を図る	一人暮らしの高齢者宅などへ家具等の転倒防止用具の取り付けを無料で実施	家具転倒防止事業の企画、立案、申込受付、転倒防止金具支給、連絡調整
危機管理室	③事業協力	亀山耐震推進委員会	平成23年度～平成28年度(現在)まで	毎年、各地域を選定し、各家庭へ耐震の啓発訪問実施	個別訪問による啓発活動	配布物等(パンフレット)の作成及び広報、HPによる住民への周知
地域づくり支援室	①共催	亀山市自治会連合会 亀山市地区コミュニティ連絡協議会	平成26年度	地域まちづくり研修	研修参加者の確保 司会進行 会場準備	研修講師の派遣費用の負担 事業運営管理 会場準備
地域づくり支援室	①共催	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議	平成28年度	地域担い手育成研修	研修参加者の確保 消耗品費、食糧費等の負担	研修講師の派遣費用の負担 事業運営管理 会場準備
文化スポーツ室	④実行委員会 ⑦補助	江戸の道シティマラソン実行委員会	平成4年度～平成28年度(現在)まで	江戸の道シティマラソンの開催	江戸の道シティマラソン大会の企画立案・運営	広報協力、各種手続き補助、連絡調整等 補助金の交付
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市体育協会	不明(協会設立当初?)～平成28年度(現在)まで	市内におけるスポーツを健全に普及発展させ、スポーツ人口の増加と市民の体力及び競技力の向上を図り、もって市民スポーツの振興に寄与する	各種競技スポーツ大会事業の開催 (市民駅伝・市民体育大会等)	補助金の交付と事業協力
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市スポーツ少年団体連絡協議会	不明(協会設立当初?)～平成28年度(現在)まで	スポーツ少年団体の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資する	登録団体を対象とした各種事業の開催(駅伝大会・キャンプ・研修会等)	補助金の交付と事業協力
文化スポーツ室	⑦補助	亀山スポーツ連合会	平成23年度～平成28年度(現在)まで	各種スポーツ団体間の連携を密にし、団体の活性化を図ることにより、市民スポーツの振興に寄与する	亀山市体育協会・亀山市スポーツ少年団体連絡協議会・亀山市レクリエーション協会の事務局	補助金の交付と事務支援
文化スポーツ室	⑦補助	亀山市芸術文化協会	不明(協会設立当初?)～平成28年度(現在)まで	市内の文化団体の発展と会員相互の連絡調整を図り、亀山市における芸術文化の振興に寄与する	各種芸術文化の創作、発表、研修、普及に関する事業の開催	補助金の交付と事業協力
文化スポーツ室	⑦補助	総合型地域スポーツクラブ ENJOYスポーツかめ亀クラブ	平成24年度～平成28年度(現在)まで	障害の有無にかかわらず全市民が、楽しく安全にスポーツに親しみ、健康で豊かな人生を送り、さらには地域や家族の絆づくりに貢献する	各種スポーツ教室事業の開催	補助金の交付と事業協力、運営支援
文化スポーツ室	③事業協力	総合型地域スポーツクラブ Let'sスポーツわくわくらぶ	平成21年度～平成28年度(現在)まで	青少年の健全育成と生涯スポーツの推進を図るとともに、仲間との交流や体づくりにより健康で連帯感あふれるまちづくりを目指す	各種スポーツ教室事業の開催	事業協力、運営支援

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
まちなみ文化財室	③事業協力	御旅町環境美化グループ	平成27年度～平成28年度(現在)まで	協定書に基づき、閑宿散策拠点施設(閑宿西の追分休憩施設)敷地内の除草管理を行う。	1年当たり3回以上の除草作業等	謝金支払い
まちなみ文化財室	③事業協力	小野自治会	平成28年度	管理協定書に基づき、小野ポケットパーク敷地内の清掃管理等を行う。	①ポケットパーク内のゴミの清掃及びサツキの刈込み ②ポケットパーク及び道路周辺の草刈り清掃 ③異常事態発生時の市への通報	謝金支払い
まちなみ文化財室	③事業協力	亀山トリエンナーレART KAMEYAMA 2014 実行委員会	平成26年度～平成27年度まで	文化財建造物に現代アートの作品展示やパフォーマンス披露	催し物全般の運営	施設の開放
まちなみ文化財室	③事業協力	屋生地区まちづくり協議会金王道整備保存会(旧金王道ふれあい探訪ウォーク実行委員会)	平成19年度～平成28年度(現在)まで	古道「金王道」を散策し、地域に残る歴史的資産の掘り起こしと共に地域の魅力再発見する	金王道ウォーキングの運営	周知活動
まちなみ文化財室	③事業協力	亀山宿語り部の会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山宿の歴史や文化など様々な方に魅力を伝える。	観光者に対する案内や学習会の開催	HPIによる団体情報の周知
まちなみ文化財室	③事業協力	閑宿案内ボランティアの会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	閑宿の歴史や文化など様々な方に魅力を伝える。	観光者に対する案内や学習会の開催	HPIによる団体情報の周知
観光振興室	④実行委員会	亀山城桜まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山城多門櫓一帯で市民によるパフォーマンス披露	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	観音山春まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	観音山公園一帯で市民によるブース販売や太鼓演奏、子供宝探し大会が行われる。また子供剣道大会も開催される。	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	閑宿祇園夏まつり実行委員会	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	閑宿伝統の祇園夏まつりの開催、4基の山車が街道筋を舞台回し等を行い巡航する	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる当日スタッフ
観光振興室	④実行委員会	亀山市納涼大会実行委員会	平成20年度以前～平成30年度まで(予定)	市民による演奏やダンスパフォーマンスの披露、灯籠り保存会による市民総踊りの披露、市民ブース等の露天がでる	イベントの企画立案と当日スタッフ	事務局担当 補助金交付 企画立案、運営管理
観光振興室	④実行委員会	東海道閑宿街道まつり実行委員会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	閑宿の街道筋を市民参加による大名行列を中心に江戸時代の仮装をした時代行列を開催	イベントの企画立案と当日スタッフ	事務局担当 補助金交付 企画立案、運営管理
観光振興室	④実行委員会	東海道のおひなさま in 亀山宿・閑宿実行委員会	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	2月上旬～3月上旬の1か月間、亀山宿・閑宿の街道沿いの民家や施設にひな人形を飾る。期間中、ひな祭り市などの関連イベントも実施する	イベントの企画立案と運営管理	補助金交付、委員として参加し企画立案にかかわる当日スタッフ
観光振興室	③事業協力	みつまたの森ウォーキング実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	みつまたの森ウォーキング実行委員会主催 毎年3月下旬から4月上旬にかけて、石水溪に自生するみつまたの森をめぐるウォーキングイベント	イベントの企画立案と管理運営	イベント広報、チラシ配布、当日スタッフ
観光振興室	③事業協力	石水溪まつり実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	石水溪まつり実行委員会が主催 毎年10月第1週の土曜日に開催する。市民による演奏や石水溪ミニハイキングを開催。市民による露天、子供によるマスカみ等のイベント開催	イベントの企画立案と管理運営	イベント広報、チラシ配布、当日スタッフ

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
観光振興室	⑦補助	中町4自治会	平成25年度～平成28年度(現在)まで	関宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。山車の祭囃子演奏者育成による伝統芸能の継承とにぎわいの創出	関宿祇園夏祭りの山車巡航の祭囃子演奏披露に伴う管理運営	山車祭囃子演奏者育成に伴う経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	地藏院桜祭り実行委員会	平成23年度～平成27年度まで	関宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。関の地藏院境内で桜まつりを開催しにぎわいを創出する	地藏院桜まつりの企画立案と運営管理	地藏院桜まつり開催に伴う経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	関宿紙芝居クラブ	平成25年度	関宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。関宿の伝説等を紙芝居にして観光客に披露する。	紙芝居の企画立案と開催	開催経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	灯おどり保存会	平成26年度～平成28年度(現在)まで	関宿にぎわいづくり補助金を活用した事業。関宿祇園夏まつりに合わせ関宿新所地区の街道で灯踊りの踊りこみを披露し、関宿夏祭りを盛り上げる関宿の賑わいを創出する。	灯踊りの踊りこみ企画立案と開催運営	灯踊り踊りこみの開催経費の一部補助
観光振興室	⑦補助	亀山市観光協会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	亀山市観光ビジョンに定める「まちづくり観光」の考え方に基づき亀山市の観光振興を推進する	観光案内、イベントの開催、観光広報活動等観光振興に資する事業全般	補助金交付、指導、助言
観光振興室	⑦補助	石水溪観光協会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	仙ヶ岳、野登山に存する登山道の維持管理を自主的に行い、登山者の安全確保及び良好な登山環境の維持を図る	登山道のパトロール、小修繕、清掃等	補助金交付、指導、助言
観光振興室	⑦補助	錫杖岳を愛する会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	錫杖岳の登山道の維持管理を自主的に行う団体に対し補助金を交付することにより、登山者の安全確保及び良好な登山環境の維持を図ることを目的とする	登山道のパトロール、山道のベンチ等の修繕、倒木の除去、清掃等	補助金交付、指導、助言
地域福祉室	④実行委員会	あいあい祭り2016実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	あいあい祭り2016の開催を通じた福祉事業の啓発	あいあい祭りでのブース出展及び企画立案・運営協力	あいあい祭りの全体管理、会場確保、各種手続き、連絡調整等
地域福祉室	⑦補助	亀山市社会福祉協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	法人運営、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進、ボランティア活動の推進等	各種団体事務局運営、ボランティア活動の推進等	社会福祉協議会が事務局を担う各種団体への補助金を含む、社会福祉協議会に対する補助金交付
環境保全室	①共催	亀山里山公園みちくさ管理運営協議会	平成26年度～平成28年度(現在)まで	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテストの実施(平成26年度～) ・里山塾の実施(平成28年度～)	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテスト及び里山塾における企画立案等	・亀山里山公園「みちくさ」フォトコンテスト及び里山塾における全体管理、運営、各種手続き、連絡調整等
環境保全室	②後援 ④実行委員会	やすらぎくんネット	平成21年度～平成28年度(現在)まで	・鈴鹿川環境展の開催を通じた環境啓発	・鈴鹿川環境展での環境に関するブース出展及び企画立案、全体管理、運営、会場確保、各種手続き、連絡調整等	・後援名義の使用の承諾 ・鈴鹿川環境展での環境に関するブース出展
環境保全室	①共催 ⑦補助	亀山市地区衛生組織連合会	平成20年度～平成28年度(現在)まで	・市内一斉清掃の開催 ・クリーン作戦の実施	・市内一斉清掃及びクリーン作戦における市内の清掃活動および啓発活動の実施等	・市内一斉清掃における全体管理、運営、各種手続き、連絡調整等 ・亀山市地区衛生組織連合会における活動に伴う費用の補助
廃棄物対策室	③事業協力	ごみダイエットサポーター(廃棄物減量等推進員)	平成28年度	市民の目線で、ごみ減量等施策のアイデアや意見を広く提案してもらい、3R(発生・排出抑制、再利用、再生利用)推進に取り組む機会を創出する。	・ごみ処理基本計画策定への参画 ・現行施策に対する意見交換 ・3R推進のためのアイデア提案 ・3R推進の取り組みの実践	・定期的に意見交換やアイデア提案等の会議の開催 ・推進員の取り組み等の情報発信
森林林業室	③事業協力	鈴鹿森林組合 鈴鹿市漁業協同組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	海と森林を結ぶ交流事業の開催し、海と山が密接な関係であることを理解しあい、力を合わせて環境保全に取り組む。(間伐体験、植樹、海岸清掃等)	・事業の企画立案 ・漁協との連絡調整 ・事業運営	・市民参加の募集(市広報誌等) ・事業の企画立案 ・事業運営協力 ・鈴鹿市との連絡調整 ・事業実施場所の提供

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
森林林業室	⑥委託	三重県猟友会亀山支部	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	有害鳥獣捕獲業務を三重県猟友会亀山支部に委託し農作物等の被害防止に努める。	有害鳥獣捕獲業務の実施	・有害鳥獣捕獲の許可書発行 ・有害鳥獣捕獲業務の委託 ・報償費の支給
森林林業室	③事業協力	亀山森林公園整備等検討委員会	平成22年度～平成28年度(現在)まで	亀山森林公園を整備、活用するため調査検討する。	公園整備、活用の助言	・事業の企画立案 ・事業運営 ・市民参加の募集(市広報誌等) ・グループ活動の運営
商工業振興室	⑦補助	亀山市雇用対策協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山市雇用対策協議会補助金を活用した市内事業所の労働力の確保や雇用の安定を促進する事業	県内高校との求人懇談会や雇用をテーマとした研修会の開催、事業所紹介冊子の作成など、労働力の確保や雇用の安定を目的とした事業の企画及び実施	・協議会事業に対する補助 ・事務局(商工業振興室内)
商工業振興室	⑦補助	亀山地区労働者福祉協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山地区労働者福祉協議会補助金を活用した勤労者の福祉の充実・向上、並びに地域住民の福祉向上に資する事業	単組交流会事業や市イベントへの参画など、勤労者の福祉の充実・向上、並びに地域住民の福祉向上に資する事業の企画及び実施	・協議会事業に対する補助
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山地区労センター	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	亀山地区労センター補助金を活用した労働者の生活・雇用・権利の向上、人権平和運動の発展に資する事業	平和映画上映会や憲法学習会など、労働者の生活・雇用・権利の向上、人権平和運動の発展に資する事業の企画及び実施	・地区労センター事業に対する補助 ・亀山平和映画上映検討委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・亀山平和映画上映会事業を後援
商工業振興室	④実行委員会 ⑦補助	亀山市勤労者ファミリーフェスタ実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	勤労者とその家族を対象とした勤労者ファミリーフェスタ	勤労者とその家族を含めた市民相互の絆づくり、連帯感の醸成、福祉の向上を目的とした勤労者ファミリーフェスタ事業の企画・及び運営	・勤労者ファミリーフェスタ事業に対する補助 ・勤労者ファミリーフェスタ実行委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援
商工業振興室	②後援	亀山商工会議所青年部	平成28年度	小学生を対象とした職業体験「カメジョブキッズ」	キャリア教育及び地域商工業の振興を目的とした「カメジョブキッズ」の企画及び運営	・市広報やHPを活用した事業周知
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山市商業団体連合会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	補助金を活用した亀山市の開催を通じた伝統行事の継続と地域商業の振興	地域商業の振興を目的とした亀山市に関する企画立案・運営	・亀山市事業に対する費用負担 ・亀山市実行委員会へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	②後援 ④実行委員会 ⑦補助	亀山商工会議所	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内商工業及び市の総合的な振興と安定を図るための事業	小規模事業者の支援及び市内商工業及び市の総合的な振興と安定を図るための事業の企画及び実施	・事業に対する費用負担 ・実行委員会等へ参画し、事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	②後援 ⑦補助	亀山市東町商店街振興組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	中心的市街地の商店街の活性化を図り、市民の豊かな消費生活の確保と魅力あるまちづくりに寄与する事業	商店街の活性化を図り、地域商業の発展と魅力あるまちづくりに資する事業の企画及び運営	・事業に対する費用負担 ・事業の検討・運営を支援 ・市広報等を活用した情報発信
商工業振興室	⑦補助	亀山ポイントカード会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内消費拡大及び市外消費流出抑制を図り、地域商業の振興、市民の消費生活の確保を図る事業	地域商業の振興、市民の消費生活の確保を目的とした市内の販売促進活動の企画及び実施	・事業に対する費用負担
農政室	⑦補助	亀山市茶業組合	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	茶業振興事業補助金を活用した亀山茶のPR。	茶品評会への出品、亀山茶カフェの開催、市内小学校、幼稚園、保育園へのうがい茶の配布、お茶リンピックin亀山の開催などの亀山茶のPR。	亀山市茶用組合の活動に対する補助。
農政室	⑦補助	亀山青空お茶まつり実行委員会	平成20年度～平成28年度(現在)まで	茶業振興事業補助金を活用した青空お茶まつりの開催による亀山茶のPR。	亀山青空お茶まつりの開催による生産者と消費者の交流の場づくり、亀山茶のPR。	亀山青空お茶まつり実行委員会の活動に対する補助。
農政室	③事業協力	亀の市	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	地域の農産物を地域で消費しようという地産地消、生産者と消費者との交流の場づくり。	毎週土曜日にあいあい、日曜日サンシャインパークでの農産物の販売、市内イベントでの農産物の販売、学校給食への農産物の提供。	事務局としての亀の市の運営の管理。 学校給食での協力。

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
農政室	③事業協力	亀山kisekiの会	平成23年度～平成28年度(現在)まで	亀山紅茶べにほまれの市内外へのPR。	紅茶品評会への出品、販売。独自のFBによるPR。	べにほまれの茶摘み(5、7、9月)の市民への募集、亀山市での広報・FB・等でのPR。
農政室	③事業協力	小山新田環境保全営農組合	平成23年度～平成28年度(現在)まで	加太北在家(小山新田)の耕作放棄地の解消と交流イベントの開催。	三重大学生等と協同での営農、交流イベントの実施。	小山新田環境保全営農組合の活動に対する補助。
農政室	③事業協力	城北サルスの会	平成24年度～平成28年度(現在)まで	城北地区を中心とした獣害(サル)被害防止活動。	集団での追い払い、地域への啓発活動。	追い払い資材の補助、有識者による助言など。
都市計画室	④実行委員会	花しょうぶまつり実行委員会	平成10年度～平成28年度(現在)まで	亀山公園菖蒲園における「花しょうぶまつり」の開催	「花しょうぶまつり」の企画立案、開催	「花しょうぶまつり」のPR、人的応援
都市計画室	⑤アダプト制度	公園等アダプトプログラム加入団体(19団体)	平成19年度～平成28年度(現在)まで	公園等での美化環境活動(清掃、草刈り等)	公園等での自主的な美化環境活動(清掃、草刈り等)	必要物品の貸与、保険加入等
維持修繕室	⑤アダプト制度	道路環境美化ボランティア参加団体(姫垣外苑クラブ他8団体)	平成24年度～平成28年度(現在)まで	市が管理する道路のボランティア(里親)による道路環境美化活動を支援し、併せて道路環境に対する市民意識の高揚を図ることを目的に市と市とが協働して道路環境の創出を図る。	・落葉、空き缶、吸い殻等のごみの収集 ・除草並びに草花の植栽及び管理 ・花壇の設置 ・樹木の損傷、不法投棄等に関する情報提供	・環境美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与 ・里親名を表示した看板の設置 ・ボランティア活動の保険の加入
教育総務室	①共催	NPO法人亀山文化資産保全活用研究会	平成25年度～平成26年度まで	活かそう守ろうみえの文化財事業 国登録有形文化財(建造物)白川小学校校舎南棟、白川小学校校舎北棟活用事業	国登録有形文化財を活用した公開講座の開催	・活用建造物が小学校で、耐震補強工事を実施していたことから講座開催全般において協力 ・補助金交付
教育研究室	①共催	亀山市教育研究会 小中学校音楽会担当者会	昭和24年度～平成28年度(現在)まで	小中学校音楽会の開催	音楽会の企画・準備・実施・連絡調整など	音楽会の費用負担、招待演奏の業務委託契約、パンフレット作成、当日の駐車場管理など
教育研究室	①共催	職場体験学習実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内の事業所での職場体験学習の実施	職場体験学習の企画、連絡調整、実施、アンケート調査、報告書の作成など	費用負担
教育研究室	④実行委員会	加太小学校運営協議会	平成24年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任
教育研究室	④実行委員会	川崎小学校運営協議会	平成25年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任
教育研究室	④実行委員会	昼生小学校運営協議会	平成27年度～平成28年度(現在)まで	保護者及び地域住民等が学校運営に参画することによる学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める	学校の経営計画、教育課程の編成、予算の編成などについての審議及び承認	設置の指定、費用の負担、運営状況の把握、委員の委嘱及び解任
教育研究室	④実行委員会	就学指導委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	児童及び生徒に対する適正な就学指導	障がい児の就学の猶予及び免除の措置、就学指導及び助言、特別支援学校及び特別支援学級への就学指導及び助言、通級指導教室への通級の指導及び助言、就学に関する検査・調査・資料の収集などに関する事務。	費用の負担、委員の委嘱・任命及び解任、委員会の事務処理、連絡調整など
教育研究室	④実行委員会	亀山市学校教育ビジョン策定委員会	平成27年度～平成28年度(現在)まで	亀山市学校教育ビジョンの策定	亀山市学校教育ビジョンを策定するため必要な事項を調査、研究及び検討、報告	費用の負担委員の委嘱・任命及び解任。委員会の事務処理、連絡調整など

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
教育研究室	⑥委託	職場体験学習実行委員会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	市内の事業所での職場体験学習の実施	職場体験学習の企画、連絡調整、実施、アンケート調査、報告書の作成など	費用負担、協力、助言
教育研究室	⑥委託	亀山市教育研究会	平成20年度以前～平成27年度まで	市内小中学校の教育課題を解決し、教育の質的向上を図る	研修活動の推進、一斉研集会の開催、指定校研究発表会の開催など	費用負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	各小中学校「特色ある学校づくり」推進委員会	平成20年度以前～平成27年度まで	各小中校の豊かな教育資源を最大限に活かし、保護者や地域住民等と教職員が協働して、子どもたち一人ひとりに「生きる力」を育む特色ある教育活動、魅力ある教育実践を進め、本市学校教育の充実に資する。	教育活動の取組計画、連絡調整、実施、報告書の作成など	費用負担
教育研究室	⑥委託	人権教育研究協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	亀山市の小・中学校における人権教育の推進	人権教育の推進についての協議、学習会及び講演会等の開催、人権教育を推進するための資料収集と情報交換など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	生徒指導協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	小中学校における生徒指導上の諸問題や課題などについて連絡、調整及び研究協議を行い、各学校の生徒指導の充実に資すると共に、小中学校と中学校の連携を密にし、協力体制を強固にして児童・生徒の健全育成を図る	生徒指導に関する連絡、調整(情報交換)及び共同研究、講演会の開催	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	図書館情報協議会	平成20年度以前～平成26年度まで	学校図書館及び図書館情報に関する事項を研究し、その充実発展を図り、もって、学校教育の振興に寄与する	学校図書館教育の研究、改善、学校・情報センター、読書センターとしての学校図書館の機能充実、児童対象行事の実施など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑥委託	特別支援教育振興会	平成20年度以前～平成26年度まで	特別支援教育に関わる研究推進と子どもの交流を深める活動	特別支援教育関係職員の専門性の向上、関係諸団体との連携推進、特別支援教育の普及啓発、発達に障がいのある子どもの調査研究、子どもの交流事業など	費用の負担、指導助言
教育研究室	⑦補助	亀山市教育研究会 小中学校図工・美術作品展担当者会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	小中学校図工・美術作品展の開催	展示会の企画・準備・実施・連絡調整など	展示会の費用負担
教育研究室	⑦補助	亀山市教育研究会 小中学校書写展担当者会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	小中学校書写展の開催	音楽会の企画・準備・実施・連絡調整など	展示会の費用負担
教育研究室	⑦補助	鈴亀地区中学校体育連盟	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	各競技大会の開催	競技大会の企画・運営・連絡調整	費用の補助
生涯学習室	⑦補助	亀山市青少年育成市民会議	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	愛の運動を通した青少年健全育成	地域での声かけ運動による青少年の見守り、安心安全活動	・活動に対する補助 ・ジャンパーなどの支給
生涯学習室	①共催	亀山市青少年育成市民会議	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	サマーキャンプによる「亀山っ子」市民宣言の具現化	・小中高を対象にしたサマーキャンプを実施することによる「亀山っ子」市民宣言の具現化(青少年育成)	・活動に対する補助及び運営の人的支援
生涯学習室	⑦補助	亀山市婦人会連合会	平成20年度以前～平成29年度まで(予定)	婦人会活動を通した世代間交流及び食育	・世代間交流会の開催 ・かめやまげんきっこフェスティバルへの参加を通した食育野啓発	活動に対する補助
生涯学習室	③事業協力	自主防犯パトロール隊	平成20年度以前～平成30年度まで(予定)	地域で、青色回点灯車によるパトロール活動	・地域防犯隊による青色回点灯車パトロール活動による青少年の見守り、安心安全啓発活動	・青色回点灯の貸与 ・交通費の支援 ・報告書の管理

室名	協働形態	協働相手	取組年度	取組内容	相手方の役割	行政の役割
生涯学習室	③事業協力	亀山市PTA連絡協議会	平成20年度以前～平成31年度まで(予定)	通学路の安全点検による小中学生の安心安全確保	・学校、自治会等からの通学路改善要望取りまとめ ・要望箇所の現地確認	・通学路改善要望の取りまとめ ・通学路要望箇所での現地確認 ・要望に対する回答の公表
生涯学習室	③事業協力	SOSの家協力者	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	SOSの家(危険があった時の子どもたちの駆け込みの家)を各小学校区で設置することによる子どもたちの安心安全確保	・地域の個人宅がSOSの家に登録することにより子どもたちの安心安全の確保及び不審者に対する抑止力	・SOSの家看板配布 ・青少年の安心安全啓発 ・協力宅への保険加入
生涯学習室	①共催	パパママ読んで編集会議	平成25年度～平成28年度(現在)まで	家庭教育啓発物の作成において、パパママの意見を聞かせてもらって参考にしながら、作成を行う。	・パパママ読んで編集会議への出席	・パパママ読んでの作成、配布
生涯学習室	⑥委託	放課後子ども教室	平成20年度以前～平成32年度まで(予定)	市内小学校において放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室を実施(H28は白川小、南小、西小、加太小を除く)	・放課後子ども教室事業における企画・運営	・委託契約事務 ・各放課後子ども教室での取り組みや課題などの意見研修会の開催及び意見集約 ・放課後
図書館	③事業協力	亀山絵本と童話の会	昭和57年度から平成28年度(現在)まで	図書館行事として夏休み手づくり絵本教室・児童室での人形劇の上演・創作童話集「くりの木」の編集・市立図書館テレホン童話の録音に関する事等の活動を通して、児童文学の普及や子どもの読書活動の推進に貢献している。	・夏休み手づくり絵本教室企画、材料準備、参加者への指導 ・人形劇の開催 ・創作童話、テレホン童話関係 一般公募で集まった、創作童話を会員で選考して、入賞作品を市立図書館のテレホン童話事業で公表する。公表された作品を創作童話集「くりの木」として編集、製本の作業を行う。	・夏休み手づくり絵本教室、人形劇については、参加者募集広報、会場準備等を担当 ・創作童話、テレホン童話事業については、作品公募の広報、会場の提供、テレホン童話サーバーの提供や創作童話集「くりの木」の印刷や、県内公共図書館や市内小中学校等への配付を行う。報償費の支給。
図書館	③事業協力	お話の会 マミーズ	平成16年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、図書館イベントとして毎月第1土曜日に図書館児童室で「マミーズのおはなし会」を開催している。毎月1回児童室の「マミーズのおすすめ本」の更新を行っている。	毎月第1土曜日午後2時より「マミーズのおはなし会」を開催する。	市広報や図書館ホームページを利用しての広報活動。会場準備。報償費の支給。
図書館	③事業協力	関おはなし会	平成17年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、図書館イベントとして毎月第2水曜日に関文化交流センターで「関おはなし会」を開催している。	毎月第2水曜日午後3時より「関おはなし会」を開催する。	市広報や図書館ホームページを利用しての広報活動。会場準備。報償費の支給。
図書館	③事業協力	関図書サークル たんぼぼの会	平成17年度～平成28年度(現在)まで	子どもの読書活動の推進のために、関おはなし会や子どもアニメ上映会などの図書館行事に放課後児童クラブの児童達を引率して参加している。年2回「たんぼぼのわたげ」という機関誌を発行するなど読書活動の普及のために活動を行っている。	子どもの読書活動の推進のために、関おはなし会や子どもアニメ上映会などの図書館行事に放課後児童クラブの児童達を引率して参加している。年2回「たんぼぼのわたげ」という機関誌を発行するなど読書活動の普及のために活動を行っている。	機関誌「たんぼぼのわたげ」の印刷と広報配布事に旧関地区を対象に各戸配付する。報償費の支給
図書館	③事業協力	亀山朗読奉仕会	平成28年度	市立図書館では視覚障害者に対する合理的な配慮として、視覚障害者等専用録音図書、「山鳩文庫」の貸出サービスを開始し障害者の読書活動普及の為に活動を推進している。	市立図書館の依頼を受けて、亀山朗読奉仕会は録音図書CD録音を行い図書館に納品する。平成28年7月覚書締結。	CD・CDケース等必要な資材の提供
選挙管理委員会事務局	④実行委員会	亀山市明るい選挙推進協議会	平成20年度以前～平成28年度(現在)まで	選挙に関する啓発等	新成人に対する選挙啓発や選挙時において市内の各店舗での街頭啓発等	選挙にかかる啓発物品の費用負担、各種手続き、啓発事業の連絡調整等

協働事業提案制度による協働実績

資料 5

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度 現在の協働状況
1	1	H20	H21	市民	亀山に伝わる古代伝説継承事業	劇団「CAME」	白鳥伝説について、見て、聞いて、学べる(学習できる)DVDを作成した。DVDの内容は、亀山市内の白鳥伝説に関する遺跡紹介と白鳥伝説ミュージカルとする。	まちなみ・文化財室、企画経営室、生涯学習室	協働している。劇団「CAME」自体はあまり活動していないが、会員の多くは、現在は新しくできた劇団「KAMEμ」に所属して活動を行っている。「CAME」が行っていた亀山市内の古代伝説を基にしたミュージカルを、「KAMEμ」が受け継いで発展的に活動している。現在はまちなみ文化財室との関わりはないが、地域社会振興会と協働しながら活動を続けている。
2	2	H20	H21	市民	みんなで作ろう避難所 ケータイ充電ツール事業	防災減災チャレンジャー	事業実施については、市総合防災訓練において子どもを対象に充電装置の作成(指導)を行うこととし、事業実施に向け地域と協議を行なう。	危機管理室、学校教育室	協働していない。避難所に充電装置を設置し、単年度事業としての目的は達成した。団体としては残っているが、実質1人で活動しており、直接要望が無いため、協働していない。
3	3	H20	H21	市民	坂下天文観測施設オープン記念事業	坂下星見の会	坂下天文観測施設開設の記念事業として、オープン記念事業を企画提案	生涯学習室、産業観光振興室	協働している。実施番号20と同じ団体。天文施設をオープンしてからも、市内外から人を集めし団体主体で星の魅力を伝えたり、星に関するグッズを売って、行政の補助に頼らずとも運営できるよう自己資金も確保している。行政としても、天文台の無料開放を周知するなど、団体の活動をサポートしている。
4	4	H20	H21	市民	東海道五十三次 関宿四十七番札 「関宿かるた」事業	NPO「東海道関宿」	「関宿かるた」の制作(普及版を作成)	まちなみ・文化財室、産業観光振興室	協働している。「かるた」を使った同じ事業ではないが、関宿内にある旧落合住宅などの施設を利用して記念講演を行い、まちなみの魅力を団体と行政ともに伝えている。
5	5	H20	H21	市民	安楽川保全事業	野登清友会	環境イベントとして、安楽川周辺での川あそび、清掃活動、川の生き物観察等の実施。	環境保全対策室、まちなみ・文化財室	協働していない。団体が自立してきたことや、当時開催していた環境フェスティバルを現在は実施しなくなったことから協働していない。
6	6	H20	H21	市民	「あなたとふれあい映画会～笑い、涙、そしておしゃべり～」事業	映話ひととき会	・懐かしの映画鑑賞会とふれあい交流会 ・PR活動(広報・新聞・CATV・三重TV)	高齢障害支援室	協働していない。各地域で映画の上映会を行い、主な対象であった高齢者や障がい者に、社会参加の意欲を向上させるという単年度事業としての目的は達成できた。現在は団体の代表者が忙しく、直接市民からの要望が無い為、協働していない。
7		H20	H21	市民	亀山7名山の制定と整備事業	亀山7名山の会	・亀山7名山の制定 ・7名山、案内マップの編集・作成・配布 ・案内道標の整備	協議不成立	

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度 現在の協働状況
8		H20	H21	市民	市民の創造によるコンサート事業	ひとのわコンサート実行委員会	実行委員会を通して「ひとのわコンサート」を開催するので、市の役割として資金及び広報等の援助をして頂きたい。	協議不成立	
9		H20	H21	行政	外国語版広報誌発行事業	企画政策部広報秘書室	・毎月16日にポルトガル語の広報「A4両面1枚」を発行する。 ・学校、幼稚園等の官公庁、企業等へ配布する。 ・行政は印刷、配布等を分担し、市民には、翻訳(校正を含む)業務を依頼したい。	相手方見つからず	
10	7	H21	H22	市民	ロマンとそろばん研究プロジェクト事業	関宿スケッチコンクール実行委員会	関宿スケッチコンクールをモデルにし、文化事業の継続運営に関する仕組みづくりを研究する。	まちなみ文化財室、観光振興室、文化スポーツ室	協働している。実質的には平成17年度から協働しており、現在も関宿まちなみを会場としたスケッチコンクールを行い、入賞入選作品を展示公開している。団体としては、コンクール及び作品展示全般の運営を担い、行政としては、まちなみの保存意識の高揚を図りながら、施設の開放、図録の作成、展示用消耗品の提供等を担っている。
11	8	H21	H22	市民	井田川小学校こどもぼうさい育成モデル事業	亀山防災ネットワーク	井田川小学校をモデル校として、小学校4年から6年生を対象とした(仮称)ぼうさいクラブ活動の実施	教育研究室	協働している。現在も団体は井田川小学校の土曜授業の一部の日に「防災クラブ活動」を実施し、児童の防災活動への意欲向上を図っている。行政としても、井田川小学校と限定していないが、学校の防災用消耗品の調達など、必要なサポートを行っている。
12	9	H21	H22	行政	郷土芸能活性化推進事業	文化部文化スポーツ室	①継承者の育成(新会員の募集、太鼓合宿) ②指導者育成(他団体への視察と交流、太鼓の創作) ③継承者の募集と育成(指導者育成の全プログラムを通じて、継承システムを構築する。)	亀山市葛葉太鼓保存会	協働している。団体は郷土芸能を広めるため、現在も20代以下の若者も巻き込んで、継承者・指導者の育成も上手く行っている。行政としても、団体が活動運営資金のために申請する国の助成金について、助成の推薦や内容の助言等を行っている。
13		H21	H22	行政	外国籍児童生徒の学習支援事業	教育委員会 学校教育室	小中学校に在籍する外国人児童生徒が放課後、学校の図書室等を利用して、日本語を習得したり、補充学習を行ったりしている。国際関係団体や市民ボランティア等がその支援を行うことを通じて、外国人と日本人とが相互理解を深めるなかで、地域社会の一員として互いが住み良いまちづくりを進める。	相手方見つからず	
14	10	H22	H23	市民	ため池の外来魚駆除・希少種保全と維持管理促進	水辺づくりの会 鈴鹿川のうお座	ため池の外来魚駆除を進めるとともに、その後の適正な維持管理という視点を含めた外来魚駆除の手法の研究等を行う。	環境保全対策室、森林・林業室、農政室	協働している。現在も団体はため池の外来魚駆除を進めており、主な協働部署である環境保全室も団体の活動の成果を市民に広く知ってもらえるよう、発表の機会を提供している。森林林業室としても、外来魚駆除に必要な石灰の提供など団体のサポートを行っている。

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度 現在の協働状況
15	11	H22	H23	市民	亀山の資源「みつまた」を活かした地域づくり事業	みつまたを愛する会	「みつまた」を活かして、観光をメインとした多角的な地域おこしを検討し、試行や検証を通じて、モデルプランづくりを行う。	観光振興室、森林・林業室、環境保全対策室	協働している。実施番号11と同じ団体。現在も団体はイベントの企画立案や管理運営をしながら植樹活動を行っており、行政(森林林業室、観光振興室)としても、ともに植樹活動を行い、広報等でイベントを周知している。
16	12	H22	H23	市民	アート亀山プロジェクト	アートによる街づくりを考える会	現代美術展「アート亀山2011」の開催。若手アーティストが亀山に滞在し制作発表する「アーティスト イン レジデンス亀山」の実施。	文化スポーツ室、商工業振興室、観光振興室	今年度、協働している。実施番号22と同じ団体。
17		H22	H23	行政	亀山市役所本庁 庁舎案内及び戸籍市民室窓口受付補助事業	戸籍市民室	総合窓口・戸籍市民室前で待機していただき、①市役所庁舎の案内(目的の部署まで案内する。)②戸籍市民室カウンター前で、来庁の目的・要件を尋ね、それに対処する方法の説明。③戸籍市民室混雑時は、証明発行の要件の方に番号札を渡す。	相手方見つからず	
18	13	H23	H24	市民	心の悩みを分かち合う居場所づくり事業	サロンドトゥルービューティ	気分障がい者等の社会復帰を助ける居場所づくり	健康推進室、高齢障がい支援室	協働していない。高齢者、身体的や知的な障がい者の交流の場を提供して、互いに心の悩みを分かち合う居場所づくりを単年度事業で行った。現在は、団体の代表者が忙しく、協働していない。
19	14	H23	H24	市民	地域の方言等の調査・記録化事業	鈴鹿の国方言研究会	方言の調査・記録化	歴史博物館	協働していない。方言を広めるための冊子を発行するという単年度事業の目的は達成した。単年度事業実施後は団体が自立して、周知など活動を行っていたことから、現在は協働していない。
20		H23	H24	市民	1dayシェフ石垣屋	1dayシェフ石垣屋	関宿を訪れるきっかけづくり	辞退	
21	15	H24	H25	市民	焼きうどんサミットin亀山	亀山みそ焼きうどん本舗	全国からご当地グルメによるまちおこしを実践中の市民活動団体等を亀山市に集め、地域の活性化と観光事業の推進を図る。	観光振興室・商工業振興室	協働している。B-1グランプリの参加など市のPRを団体と行政ともに行っている。
22	16	H24	H25	行政	地域歴史遺産(亀山藩御流儀心形刀流武芸形)保存継承活用事業	文化庁歴史博物館	三重県無形文化財「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」を地域のかげがえのない歴史文化として市民に情報発信し、地域全体で心形刀流の保存継承とその活用を図る。	心形刀流保存赤心会	協働している。地域の歴史遺産を保存継承するため、団体の伝統的武芸の様子を博物館で展示したりなど、市民に情報発信した。現在は、市内演舞場等での団体の活動をまちなみ文化財室が関わってサポートしている。

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度 現在の協働状況
23	17	H24	H25	行政	地域材需要拡大推進事業	環境・産業部森林・林業室	公共建築物での地域材の利用から、さらに住民や企業の一般建築物に対する地域材の利用へと拡大するための広報活動等を協働で行う。	亀山木材産業協同組合	協働している。活動が発展してきており、木材フェアを開催して、参加者に亀山の木に触れ、木の良さを知ってもらっている。団体としては、事業の企画立案や運営、ブース出展を担い、行政としてもブースを出展したり、事業運営の協力や広報活動を担っている。
24		H24	H25	市民	亀山宿語り部の会「かめやま歴史かるた」事業	亀山宿語り部の会	「かめやま歴史かるた」を作成し、かるたを通して歴史、自然、文化ある亀山市として後世に伝え、観光振興および市民、後世に伝えるきっかけ作りをする。	辞退	
25	18	H25	H26	市民	みつまたの森創造事業	みつまたを愛する会	みつまた花木の育成や植樹をすることで、観光資源を守り、地域の活性化と観光振興につなげる。	森林林業室・観光振興室、用地管理室、都市計画室	協働している。実施番号11と同じ団体。現在も団体はイベントの企画立案や管理運営をしながら植樹活動を行っており、行政(森林林業室、観光振興室)としても、ともに植樹活動を行い、広報等でイベントを周知している。
26	19	H25	H26	行政	文化財建造物公開活用事業	まちなみ文化財室	文化財建造物を活用し、市民活動団体等が活動成果の発表等を行うことで、文化財建造物の適切な維持管理を行い、公開活用を進める。	関宿スケッチコンクール実行委員会・まちなみ町家の茶の会・ふるさと文化資産保全活用研究会	協働している。関宿や亀山宿の文化財建造物にて、お茶会や七五三記念撮影会を単年度事業で行った。七五三記念撮影会については、現在も亀山城多門櫓等で、団体が運営して、行政が施設を開放している。
27		H25	H26	行政	人命救助隊	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、指導者が各地域や事業所で救命講習を行えるようにする。	相手方応募なし	
28		H26	H27	行政	人命救助隊養成事業	亀山消防署	救命講習の指導者を育成し、各地域や事業所で救命講習を行ななど、応急手当の必要性を啓発する。	相手方応募なし	
29	20	H26	H27	市民	鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」5周年記念「坂下星物語」プロジェクト	坂下星見の会	多くの人に天文台「童夢」へ足を運んでもらえるための事業を行うとともに、天文への学びを深めるためのツールを作成する。	生涯学習室、観光振興室 まちなみ文化財室、歴史博物館	協働している。実施番号3と同じ団体。天文施設をオープンしてからも、市内外から人を集客し団体主体で星の魅力を伝えたり、星に関するグッズを売って、行政の補助に頼らずとも運営できるよう自己資金も確保している。行政としても、天文台の無料開放を周知するなど、団体の活動をサポートしている。
30		H27	H28	行政	家具等のリユース事業	廃棄物対策室	「物を末永く大切に使うこと」と「ごみの減量」の両面から、家庭で不要になった家具等の再使用を推進するため、必要とする人に譲り渡す仕組みづくりをしていく。	相手方応募なし	

整理番号	実施番号	提案年度	実施年度	提案者別	事業名	提案者名	事業内容	協働事業の相手方	平成28年度 現在の協働状況
31	21	H27	H28	市民	亀山市のまちづくりのための人材の育成と発掘の仕組みづくりの検討	亀山まちづくり活動支援ネットワーク	亀山市の市民社会組織（市民活動団体、まちづくり協議会等。）の活動を活性化させるために、人材のスキルアップや、埋もれた人材を発掘して、その能力を市民活動の場で発揮するための必要な環境整備について検討し、検討の成果を市民社会組織に活かしてもらう。	地域づくり支援室、共生社会推進室	今年度、協働している。
32	22	H27	H28	市民	亀山トリエンナーレプロジェクト	アートによる街づくりを考える会	民間が主催する文化振興事業「亀山トリエンナーレ2017」に向けて、亀山の美術文化振興と地域の活性化を行う。	文化スポーツ室	今年度、協働している。
33	23	H28	H29	市民	能の魅力発見と子ども達の体験プロジェクト	かめやま こども能サークル「輝」	子どもの能楽教室を定期的を開催し、子ども達が「能」を体験することによって、健全な心身を育むだけでなく、亀山市の文化の向上に寄与する。また、イベント等で広く市民に能の魅力を発信する。	文化スポーツ室、生涯学習室	来年度、協働予定。

(1) 協働に関する実績と評価について

1. 協働事業提案制度

協働の指針で掲げている方針より、協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するとともに、説明責任を果たすために実施状況の評価は必要と記載されていることから、制度を利用して単年度事業として取り組んだ後に、協働事業報告会と題して事業成果を一般市民に発表してきた。ただ、事務局として、単年度事業実施後は、現在協働の関係は続いているか又は続いていないのか把握しておらず、一定期間の評価のみしか行ってこなかったため、平成27年度までに実施した協働事業の現在の協働状況を調査した。また、現在までの提案状況や実施状況を振り返ってみた。

【実績と評価】資料のとおり。

平成28年度までの提案件数:33件 その内の実施件数:23件

(行政提案:10件 その内の実施件数:4件)←行政提案は提案件数の半分も実施していないのが問題。

平成27年度までに実施した協働事業の現在の協働状況(実施件数:20件)

現在協働している:15件 現在協働していない:5件

平成27年度までに実施した事業の現在の協働状況について

実施事業の中には、イベント等の開催時に、団体が活動状況を紹介して今後の活動発展に繋げたり、行政が市民に広く周知するため、公共施設の開放等を行い役割分担して現在協働している、また、団体が自立してきて協働する必要が無くなった、との理由があった。これは、お互いの役割分担を明確にして事業を行うことができ、その中で団体が育ってきた協働事業提案制度の良い例であると言える。

一方で、団体として残っていても、代表者の多忙や実質1人で活動していて組織として機能せず、現在協働していないとの理由があった。この問題点から、行政としては市民側が組織として機能するような支援が必要ではないかと考える。

2. 既存事業等について

協働の指針で、既存の協働事業についても評価を行うよう努めることが記載されているが、これまで把握しておらず、各室が協働事業提案制度を利用せずに、既に相手方(市民活動団体、民間企業、地域組織など)と協働している内容を調査した。制度を開始した平成20年度から現在までの協働状況を調査し、どのような役割で現在まで協働しているかあるいは協働していないのかをまとめた。

【実績と評価】資料のとおり。

制度によらない協働の実績 全件数:110件(現在まで協働しているか否かに関わらず)

現在まで協働している内容:93件 一度は協働したが、現在は協働していない内容:17件

明らかであるのが、提案制度の件数と比べると遥かに多く、現在まで協働している内容については、平成20年度から年度毎に新規事業が最低2件ずつは増えている。新規事業では、各種分野のイベント開催時に、行政の「補助」や市民と行政ともに「事業協力」して市民に対して啓発や社会参加を促進する事業内容があった。これは、行政として各室長級を協働事業推進員に任命し、それぞれの部署で協働を推進していくことができた成果だと言える。

現在は協働していない内容については、該当室に聞き取りを行った結果、1回のみ市の外のイベントを「後援」したり、現在は財政的な「補助」をしていないが実際は会議に参加して助言を行う関係はある、といった回答が多くあり、良好な関係であったとうかがえる。

ただし、現在まで協働しているか否かに関わらず、傾向として市民側とは単独の室で関わることが多く、事業内容で他の室に該当があっても関わっていない可能性があり、既存事業を発展する際には課題になってくると考えられる。

【「1. 協働事業提案制度」と「2. 既存事業等」の関連性評価について】

※関連する第1回の意見 ← 以後、第1回目委員会での意見を ※ で表す。

(委員) 1. 協働事業提案制度、2. 既存事業等について 共通意見

共生社会推進室では、「協働事業提案制度による協働」と「協働事業提案制度によらない協働」について、把握・分析はできているか。それを元に、庁内外に協働事業提案制度を説明、PRできないと、仕組みを変えても、件数の増加には繋がらないと考える。

「1. 協働事業提案制度」と「2. 既存事業等」の関係について、制度による協働は導入当初と比べて提案件数が減ってきているが、そのぶん制度によらない協働として、各室と直接協働している内容が毎年出てきている。

今まで、協働事業提案制度の提案件数が減ってきていることのみ問題視してきたが、提案件数を増やすことが最終目的ではない。市が目指す協働の全体像は、協働事業提案制度による協働と、既に各室が取り組んでいる制度によらない協働のどちらも当てはまるので、総合的に見れば協働は進んでいると言っても良いのではないかと考える。

※(委員)アダプト事業でいえば、都市計画室と地域社会振興会の関係は続いている。

(委員)亀山市全体で見れば協働は進んでいるように感じる。

一方で、提案件数が減った理由は、メリットで捉えると既存事業が増えたことが関係しているが、デメリットで捉えると制度のしくみが調整等に時間を要して、提案者と相手方が負担に感じて件数が減ってきた関係もある。ただし、この制度の仕組みは、協議等を重ねることで提案者と相手方が互いの強みを出し合い、きちんと役割分担して、単独では難しかった共通の目的を達成できることに意義がある。

したがって、既存事業に対して、事業を発展させる場合や複数室との連携を深める場合などに、互いの役割をより明確にするため、提案制度の利用を薦めるのが良いのではないかと考える。

また、立ち上げて間もない団体や、ある程度育ってきている団体には、市民参画協働事業推進補助金を薦め、補助金を利用して団体が成熟したら、提案制度で市民提案あるいはその団体に対して行政提案できるようにすると、良い方向に繋がっていくと考える。

ただ、この市民参画協働事業推進補助金についても、制度を導入した平成14年度から申請件数が減ってきているので、利用しやすい体制に変えていくことが求められている。

3. 協働を進める市の体制整備

協働の指針で、協働を全庁的に推進するため、事務局と連携をとり、協働事業の提案や相談への対応、所管内の連絡調整などを行うための組織体制を整備することが記載されており、この方針に沿って実施してきた内容を次のとおり示す。

【実績と評価】

- 平成20年度に定めた亀山市協働事業推進員設置規定に基づき、各室(館・署)長を協働事業推進員として任命し、協働事業を推進するよう呼びかけた。これまで毎年度、協働を理解してもらうための職員研修や、行政提案の促進等のために市民と行政が提案制度による単年度事業を実施した成果を報告する協働事業報告会等を実施しており、協働事業推進員や庁内掲示板を通じて全庁的に周知している。

前任担当者からの聞き取りも考慮した傾向について、初めて報告会や研修に参加する管理職を含む職員は、意欲的に協働を推進する姿勢が伺え、参加人数も多く、協働を進めていくという意識が生まれ、効果が出て良かった。

しかし、1年後・2年後と経つにつれて、報告会や提案の際に選定する公開プレゼンテーションの参加人数が減ってきた。職員研修は各職場から1名ずつ受講してはいるが、各室から「協働の説明について聞き飽きた」、「何回も受講しているので、出席しなくてもよいか」という意見をいただいたこともあった。

これは、講座・プレゼンテーション・研修等の内容が毎年同じような内容になっているため、既に協働を推進している室が多くなっている現状からは、協働の概念を最初から説明する講座等よりも、今後実践できるような内容を紹介する講座等に変えるべき時期になってきたかと考えている。また、研修会は協働事業推進員を主な対象として参加を募っていたが、限定せずどの職員も受講できるよう幅を広げていくのも良いのではないかと。

- 行政提案の相談の際に、提案室と事務局が、どういう相手方と協働を想定しているか共有できていない場合があり、全庁的に状況共有できるようなしくみを構築することが必要だと思われる。

※(事務局)提案室の方がその事業では詳しいこともあり、提案室が相手方を独自に探していた経緯がある。

(委員)どこの部署が、どんなアンテナを張っているのか共有できていない現状がある。体制的な仕組みとして情報共有が最も重要ではないか。

- 協働も含め市民活動の相談窓口については共生社会推進室が大部分を担ってきたが、効果的な助言や専門知識を提供するため、適した組織体制になっているか考える必要がある。

※(委員)相談できる窓口や説明・申請の補助ができる人の存在などについても、全体の仕組みの一部として検討が必要と思う。また、市民活動支援として、「市民協働センターみらい」や中間支援的な組織を活用する方向性の検討も必要ではないか。

4. 意識改革と参加の促進

協働の指針で、市民や市職員に対して協働に関する講座や研修会を開催して意識改革を図り、まちづくりへの関心や参加意識を高めるため、市民活動や協働事業など様々な情報を発信することが記載されており、この方針に沿って実施してきた内容を次のとおり示す。

【実績と評価】

市広報、ホームページ、庁内掲示版等を活用した啓発

- (庁外) ・協働事業提案制度 公開プレゼンテーション、協働事業報告会
・市民参画協働事業推進補助金 公開プレゼンテーション
・市民活動パソコン講座
・市民活動企画講座
- (庁内) ・協働事業提案制度 公開プレゼンテーション、協働事業報告会
・市民参画協働事業推進補助金 公開プレゼンテーション
・協働職員研修会

〈市民活動企画講座〉…行政とボランティアの市民スタッフが市民活動に関するテーマを考え、市民活動を始めていただくきっかけや活動の発展に繋がってもらえるよう講座を開催している。

〈市民活動パソコン講座〉…市民活動を行う上で、ホームページやフェイスブックの開設など団体の活動が発展するように、参加者が自身のパソコンを使って受講している。

公開プレゼンテーション、報告会や職員研修の状況は前述3. のとおりだが、市民活動パソコン講座や市民活動企画講座については、講座の内容や周知の仕方により、参加人数が多い時や少ない時があった。

多かった時は、今年度に関して言えば、市民活動企画講座の演題を「音楽と運動とおしゃべりタイム」とし、幅広い世代の方が参加できるような内容にした。周知の方法も、市広報やホームページに加えて、各地区コミュニティセンターにチラシを配布し、その上で地域組織を所管する室に、各地域まちづくり協議会宛に講座の案内メールを送付してもらった。また、市民スタッフの繋がりや、知り合いに声をかけてもらったこともあり、当日は多数の方に参加いただいた。参加いただいただけでなく、アンケート結果から「聞いて良かったし、今後の活動に活かしたい」、「新しくその講座の内容を試してみたい」といったような回答が多数を占めていた。

今後も内容や周知を工夫して、市民の参加意識を高めていければ良い。

一方で少なかった時は、講演や研修等の内容が過去と同じ内容になっており、その周知の仕方についてもルーティン化していたので、今までやらなかった新しい内容、周知方法を実施するべきだと考える。

個別事業進捗状況報告
関係資料

(市民活動応援事業)

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活動内容	活動部門					提供先		
									福祉	健康	文化	環境	教育	個人	まち協	
1	公益社団法人 三重断 酒新生会亀山例会	こうえきしゃだんほ うじん みえだんしゅしんせ いかいかめやまれい かい	江藤 空	H21年9月	H22.4.1	16	9	アルコール依存者の自力更生を促し、人権を守り 依存問題の解決を通して、福祉向上を図る。	福祉	健康					○	○
2	亀山市灯おどり保存 会	かめやましひおどり ほそんかい	井崎 能孝	S60年3月	S60.3.16	16	16	灯おどり（伝統芸能）を後世に伝えるために市内 納涼大会、関宿祇園夏まつり、街道祭りに参加 し、市民文化祭等にも参加披露しています。	文化						○	○
3	正派雅楽友会	せいほうたともかい	小石川 とも子	H18年4月	H20.4.1	16	10	古典から童謡まで、各団体で演奏し、文化向上普 及に努めています。	文化						○	○
4	いだがわ川柳会	いだがわせんりゅう かい	松上 孝	H11年4月	H11.4.1	15	12	亀山市民川柳大会等に参画。 毎月第4金曜日午後井田川南コミュニティセン ターで、例会と川柳教室を開催、市内数箇所川 柳作品展	文化						○	○
5	亀山ハーモニカクラ ブアンダンテ	かめやまはーもにか くらぶあんだんて	坂 勝美	H18年6月	H20.4	5	5	地区コミュニティや介護施設に出向き童謡、唱 歌、民謡、歌謡曲等を伴奏しています。 一緒に楽しく歌いましょう。	文化						○	○
6	亀山詩の会	かめやましのかい	坂倉 広美	H8年4月	H8.4.1	5	4	奇数月の第2月曜日に午後協働センターで例会を 開催。 会員は作品を持ち寄って合評会をしています。機 関誌「オリオン」年1回発行。	文化						×	○
7	亀山川柳会	かめやませんりゅう かい	坂倉 広美	S63年3月	H9.4.1	15	8	毎月第2土曜日午後、（御幸地区コミュニティセ ンター）で例会開催 毎月機関誌「川柳亀山」発行、市内各所で川柳作 品展を開催。	文化						×	○
8	三本松を元気にする 会	さんぼんまつをげん きにするかい	鈴木 壽一	H18年9月	H18.9.1	19	19	亀山市内での各イベントでみそ焼きうどんの実 演、販売でご当地グルメのPRと地域活性化活動に 参画するとともに地域活性化を図っています。	文化	その他 （地域活 性化）					○	○
9	亀山の自然環境を愛 する会	かめやまのしぜんか んきょうをあいする かい	浅田 正雄	H12年4月	H12.4.1	9	6	2つの小学校で、6回/年各々川・水路などで川 体験実施、別の2つの小学校では川を通じて2日 間/年自然環境教育を実施、青少年科学の祭典、 鈴鹿川環境展、体験の実施、川、棚田にて1回/ 月生き物調査	環境	教育					○	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活動内容	活動部門				提供先		
									文化	教育	国際交流	その他 (人権)	環境	個人	まち協
10	「第九」を愛する会	だいくをあいするかい	林 千代	H18年2月	H18.2.18	20	10	亀山文化会館での「さいまつコンサート」第2部「第九」合唱に参加。レコードによるクラシック音楽のお楽しみ会や勉強会クラシックコンサートへの参加や案内もしています。移動できる音響装置やマイクなど会独自で保管、貸し出しもしています。	文化					○	○
11	なかよし友っこ合唱教室	なかよしともっこがっしょうきょうしつ	林 史昭	H17年8月	H17.11.9	9	9	童謡や抒情歌の合唱、敬老会などのイベントに参加し自分たちの歌の披露ばかりでなく、皆さんと共に歌い楽しんでもらっています。	文化					○	○
12	関パソコンサークル	せきばそこんさーくる	寺嶋 敏典	H11年6月	H11.6.21	27	27	平成25年・26年 中央公民館出前講座の講師をする。応援券利用活動は厚生地区、城北地区でパソコン講座を行う。現在は南部地区でパソコンサークル講師を行っている。	教育					○	○
13	亀山国際交流の会 (KIFA)	かめやまこくさいこうりゅうのかい	田中 義雄	H13年10月	H13.10.1	27	26	毎週水曜日外国籍の小学、中学校、高校生を対象にした学業支援のみらい塾を開校。また各国の料理教室開催や、外国人との交流の場としてKIFAMIGOを開催しています。	国際交流					○	○
14	ヒューマンネットワーク	ひゅーまんねっとわーく	関 喜照	H17年12月	H17.12.13	23	17	市内各所にて人権についての学びの場を提供、小中学校の人権教育に協力	その他 (人権)					○	○
15	楠平尾ササユリ保存会	くすびらおささゆりほぞんかい	関 喜照	H6年12月	H6.12.6	5	5	ササユリ・金蘭などの希少植物保護。里山を地域の憩いの場所にすること。里山の自然、環境の大切さなどを学ぶ場を小学生に提供している。	環境					○	○
16	加太鉄道遺産研究会	かぶとてつどういさんけんきゅうかい	坂 政明	H27年3月	H27.3	15	15	加太地区に現存し、JR西日本/関西線として、使用されている鉄道遺産群を維持・啓蒙すると共に、地域の活性化に活かしたい。	文化					○	○
17	亀山少年少女合唱団	かめやましょうねんしょうじょがっしょうだん	中世古 友子	S61年5月	S61.5	27	27	小・中・高で構成しています。主に、市内の行事(桜まつり、童謡フェスタ、さいまつコンサートなど)に出演したり、各施設や敬老会で合唱しています。	文化					○	○
18	亥の子保存会	いのこほぞんかい	川戸 孝夫	H20年4月	H20.4.1	28	28	「亥の子は、猪の多産にあやかり、家内繁栄と、稲の豊作を祝い田の神に感謝する行事で、毎年旧暦の10月15日の夜、子供たちが各戸の玄関先を稲藁で作ったこん棒のような「亥の子」で唄に合わせて地面を叩きます。	文化					○	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活動内容	活動部門				提供先			
									教育	環境	文化	国際交流	個人	まち協		
19	坂下星見の会	さかしたほしみのかい	瀧本 麻須美	H14年4月	H18.3.31	39	16	季節の星空観察会や、星まつりなどの催事を行っています。天文教室や関連の工作教室を行ったり、移動式のプラネタリウム(室内)もしています。要望により、地域コミュニティや、小学校など出前講座にも出向いています。	教育	環境	文化			○	○	
20	写真サークル「どんぐり」	しゃしんさーくるとんぐり	平野 武	H10年4月	H10.4.1	11	11	イベント等の撮影をします。撮影したデータを渡す事が出来ます。	文化					×	○	
21	文化箏「華音流」	ぶんかごとかのんりゅう	村嶋 恵美子 (小林 悦子)	H20年1月	H20.1.1	24	18	亀山市のさくら祭りや地区コミュニティの敬老会で文化箏を演奏しています。又ボランティアでの演奏老人福祉施設でも演奏しています。	福祉	教育	文化	国際交流			○	○
22	カラニアーケア亀山キロハナフラサークル	からにあーけあかめやまぎろはなふるさーくる	那須 礼子	H15年4月	H23.3.1	21	19	フラダンスで発表会・各種イベント・各地慰問などを行っています。	文化						○	○
23	かめやま防災ネットワーク	かめやまぼうさいねっとわーく	近藤 保行	H19年4月	H20.4.1	16	16	①小学生への防災教室開催 ②防災倉庫資機材点検・取扱説明 ③地域への防災出前教室開催	防災						○	○
24	かほちゃの会	かほちゃのかい	田中 政子	H12年6月	H17.6.1	11	11	高齢者や障がい者が、地域を越えて気軽に集い、交流し合える場を提供しています。	福祉						○	○
25	アモーレかめやま	あもーれかめやま	村嶋 恵美子	平成8年4月	H8.4.1	17	13	亀山市内のイベント(文化祭、敬老会)で大正琴を演奏しています。ボランティアで小学校や病院、老人福祉施設などでも演奏しています。	福祉	教育	文化	国際交流			○	○
26	川崎瀧進絵会	かわさきたきしんえかい	丸橋 勲	H24年2月	H24.4.1	49	48	亀山市あいあい祭り、文化祭創造活動発表会、地域夏まつり、地区コミュニティ敬老会、老人施設等で民謡を唄っております。	文化						×	○
27	クラブ いもこじ	くらぶ いもこじ	篠原 寛	H27年4月	H27.4	5	5	屋生地区で、各種の文化的活動を行っています。	文化						×	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活 動 内 容	活 動 部 門					提供先		
									健康	文化				個人	まち協	
28	クラブ コスモス	くらぶ こすもす	岩間 喜久	H27年4月	H27.4	7	7	屋生地区で、各種の文化的活動を行っています。	健康	文化					×	○
29	BLESS	ぶれす	廣森 葉子	H16年6月	H16.7.1	7	3	地区コミュニティやまちづくり協議会や、近隣市町村のお祭りなどでゴスペル（コーラス）の演奏を行っています	文化						○	○
30	亀山俳句会	かめやまはいくかい	前田 照子	S63年4月	H17.12.1	30	27	会員の学び合いのほか、誰でも気軽に俳句を楽しんでいただけるよう、展示会を開いたり、投句箱を置いて作句を呼びかけたり、入門講座を開いたりしています。	文化	教育					○	○
31	三重岳仁会亀山地区	みえがくじんかいかめやまちく	村山 信弘	S58年4月	H12.6.20	33	31	詩吟の会。漢詩、和歌、俳句、近代詩の研修や講習に参加し吟道大会を開催。市民文化祭や各大会にも出場。	文化						○	○
32	亀山こども劇場	かめやまこどもげきじょう	石田 信子	H6年5月	H6.5.8	11	11	親子で一緒に年3～4本の舞台公演を鑑賞したり、まつり、キャンプ、ハロウィンパーティ、クリスマス会などを企画し活動しています。	文化	子育て					○	○
33	NPO法人 ぼっかぼかの会	えぬぴーおーほうじんぼっかぼかのかい	浜野 芳美	H14年8月	H14.8.1	28	26	平成26年5月よりあいあい1階喫茶室にてカフェを営業 障がいのある子どもたちの働く場だれでも集えるコミュニティカフェを目指しています。働く場につながるクッキー、梅干し作り、座談会・講演会なども開催	福祉	子育て					○	○
34	池山かんこ踊り保存会	いけやまかんこおどりほそんかい	西村 重郎	H2年8月	H7.1.15	39	39	池山かんこ踊りを通して地域の活性化と伝統芸能の継承を行うと共に青少年に郷土愛と優しい心を育む育成を目指しております。	文化						○	○
35	木崎祭り保存会	こざきまつりほそんかい	北川 孝春	H20年4月	H20.4.3	47	43	東海道関宿に江戸時代から伝わる「関の山車」を保存・伝承と祇園囃子の伝承並びに技能者の育成に努めつつ、敬老会のイベントにおいて演奏を披露	文化						×	○
36	オカリナB-mon	おかりなびーもん	小田原 千代	H27年1月	H28.10	3	3	亀山市内でのイベント（文化祭・童謡フェスタ等）でオカリナ演奏をしています。老人福祉施設や地区コミュニティでは演奏及び一緒に唄ってもらい、共に楽しむようにしています。	福祉	文化					○	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 N.O.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活 動 内 容	活 動 部 門					提供先		
									文化	福祉	教育	国際 交流	子育て	個人	まち 協	
37	正調鈴鹿馬子唄保存会	せいちょうすずかま ごうたほぞんかい	長谷川 一男	S56年4月	H14.4.20	26	26	・毎月2回・坂下馬子唄会館で、馬子唄練習会を実施。 ・イベント（文化創造発表会・敬老会・街道祭・食の祭典等）に出演。	文化						○	○
38	アクティブ亀山	あくていぶかめやま	佐野 孝子	H14年7月	H16.4.1	11	11	男女共同参画社会の推進、ワークライフバランスの推進	その他 (男女共同参画)						○	○
39	子育て支援「かめのこ」	こそだてしえんかめ のこ	伊藤 栄子	H18年4月	H22.5.20	70	69	子育て中の親御さんのお手伝いをしましょうと結成されたボランティアグループです。 研修会、講演会、サークル活動などに保護者が参加する場合に集団委託をします。	子育て						○	○
40	南京玉すだれ はり香一座	なんきんたますだれ はりかいちぎ	大橋 たつ子	H21年6月	H21.6.1	7	3	南京玉すだれ、皿回しの演技や体験、バルーンの創作体験など大道芸を楽しみましょう。	文化	福祉	教育	国際 交流	子育て	○	○	
41	サミーラ&ハディーカ ベリーダンスin 亀山	さみーらあんどは でいーか ベリーだ んすいんかめやま	奥出 順子	H26.4月	H28.10	10	3	ベリーダンスを通して、地域の文化向上に役立てばと、各地でイベント活動に参加しています。	文化	スポーツ	国際 交流			○	○	
42	亀山市ハーモニカ元 気クラブ	かめやまはーもに かげんきくらぶ	廣田 武司	H19年4月	H19.4.1	11	10	敬老会や介護施設、地域まちづくり協議会でハーモニカ演奏と共に、みなさんと一緒に童謡、小学唱歌、歌謡曲を歌う活動をしています。	文化	福祉				○	○	
43	亀山ダンススポーツ 都忘れの会	かめやまだんすぽー つみやこわすれのか い	竹下 博之	H20年10月	H20.10	12	11	ダンスは最適な生涯スポーツです。ダンススポーツ（社交ダンス）の初級、中級を指導します。 ダンス訪問活動もしています介護施設等	健康	スポーツ				○	○	
44	心形刀流保存赤心会	しんぎょうとうりゅう ほぞんせきしんか い	小林 強	S58年9月	H7.12.2	29	9	毎週火曜日と土日に亀山演武場にて稽古しています。市民への演武見学会やコミュニティでの演武披露も致します。	教育					○	○	
45	亀鈴ブラレールクラ ブ こまち	きれいぶられーるく らぶ こまち	小林 桂	H21年5月	H21.5.1	14	6	鉄道玩具等を用いた運転会、イベントを行います。 全ての参加者の笑顔と東北復興支援を目的としております。	子育て	その他 (東北震 災復興支 援)				○	○	

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 N.O.	団 体 名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構 成 員 数	市内の 構 成 員 数	活 動 内 容	活 動 部 門					提供先		
									福祉	文化	環境	その他 (地域活 性化)	個人	まち 協		
46	椿世ひまわり会	つばいそひまわりかい	打田 晃	H22年4月	H26.4.1	14	14	設立以来、町内や地域のイベントや年中行事に、焼きそば等の食事の提供をしてきました。近年は、町内の老人家庭の支援や環境整備にも活動内容を広げています。	福祉	その他 (地域活 性化)					○	○
47	「亀山めぐり唄」普及グループ	かめやまめぐりうた ふきゅうぐるーぷ	濱崎 収	H24年4月	H24.4.1	4	4	亀山市の名所・旧跡・歴史・文化・産業・云い伝え等を詩にして盆踊り曲として歌い踊り、三世代交流のお手つたいをしています。	文化	教育					○	○
48	亀山市自然に親しむ会	かめやまししぜんに したしむかい	福永 幸司	H8年4月	H8.4.1	132	124	自然に触れ、自然を愛し、自然環境悪化防止の必要性を学ぶ(観察会、公園の整備作業、クリーン作戦などを実施)	環境						○	○
49	豊かな自然を守ろう会	ゆたかなしぜんをま もろうかい	福永 幸司	H21年4月	H21.4.25	10	10	生育・生息環境の変化(耕作放棄など)により絶滅が心配される生物を、人為による環境整備(草刈りなど)により、絶滅から守る	環境						○	○
50	清心会	せいしんかい	田邊 薫	H24年5月	H24.5	10	6	小学校の時以来毛筆を持った事がない初心者の集いです。月2回の教室では、教本の練習、時節に応じた年賀状、暑中見舞い作りや住所、氏名の練習をしています。冗談も飛び交うおしゃべりの中、和やかな雰囲気を楽しんでいます。著名な展覧会にも鑑賞に行きます。	教育	文化					○	○
51	アートによる街づくりを考える会	あーとによるまちづ くりをかんがえるか い	伊藤 峰子	H19年4月	H20.3.26	13	4	県内で唯一の公募型現代美術展を開催しています。文化振興、街の活性化をめざしています。	文化						○	○
52	亀山みそ焼きうどん本舗	かめやまみそやきう どんほんぽ	伊藤 峰子	H20年7月	H20.8.1	10	10	ご当地グルメとして亀山みそ焼きうどんの提協やキャラクターかめみちゃんによる地域活性化	文化						○	○
53	せんりゅうくらぶ翔しょう	せんりゅうくらぶ しょう	大野 武男	H15年1月	H15.1.18	16	9	毎月1回(第4土曜日)の例会の開催と柳誌の発行をしています。市内外で作品展示会を数回/年実施しています。	文化						○	○
54	亀山市葛葉太鼓保存会	かめやましくすはだ いこぼぞんかい	岸 英毅	S43年4月	S43.4	48	45	小学生から後期高齢者まで、皆でいっしょに亀山の太鼓を叩けば気持ちも体もスッキリします。	文化						○	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活動内容	活動部門					提供先		
									健康	福祉	環境	子育て	文化	教育	個人	まち協
55	公益社団法人自衛衛普及会	こうえきじゃだんほうじんじきょうじゅつぶきゅうかい	諸岡 優代	S62年9月	S62.9	20	16	健康を保持するため治療と予防の体操と手技療法を行う。	健康	福祉					○	○
56	亀山グリーンメイト支部	かめやまぐりーんめいとしぶ	渡邊 佐智男	H25年4月	H25.4	16	15	スポーツ吹矢を通じて、地域皆様に心身の健康増進と生きがいの創出に寄与することを目的としています。健康寿命アップを合言葉に、全国に、三重県に、この地域にスポーツ吹矢ブームをおこしましょう！	健康	スポーツ					○	○
57	車椅子レクダンス普及会 亀山支部	くるまいすれくだんすふきゅうかいかめやましび	渡邊 佐智男	H18年6月	H20.6.7	26	26	私たちは、高齢化や様々な障がいの有無にかかわらず、誰もが同じように暮らせる社会環境を実現するための活動をしています。また老人ホームや福祉施設を訪問し、車椅子レクダンスを楽しんでいただいております。	健康	福祉					○	○
58	城北サル研究会	じょうほくさるのかい	若林 庄二	H23年4月	H23.4.1	39	39	サル害の対策を勉強し、みんなで考える会です。	環境	その他 (獣害対策)					○	○
59	亀山絵本と童話の会	かめやまえほんとうわのかい	中根 章子	S57年6月	H7.4.1	16	14	手作り絵本の制作・講習、折り紙講習、童話の創作、テレホン童話の運営、人形劇上演など	子育て	文化					○	○
60	アンサンブル亀山	あんさんぶるかめやま	増田 ハツミ	H13年4月	H20.4.1	6	6	福祉施設を訪問して大正琴を演奏したり、亀山市芸能祭や地域まちづくり協議会のイベント、琴伝流大正琴の三重県大会に出演しています。	文化	福祉					×	○
61	アートグループmajor+	あーとぐるーぷまじょぶらす	森 敏子	H22年3月	H22.3.1	8	7	亀山市東町商店街の空店舗を利用し美術文化の振興と街の活性化を目的に毎月1日～7日にアートギャラリーを運営。美術作品の展示。	文化						○	○
62	亀山民話を語る会	かめやまみんわをかたるかい	瀧美 八重子	H22年4月	H22.4.1	15	15	亀山・三重県・全国に伝わる民話を、福祉施設、地域まちづくり協議会・学校などを訪ねて語り、民話語りを楽しむと共に、民話の普及に努める。	教育	福祉	文化				○	○
63	亀山手作り甲冑隊	かめやまてづくりかっちゅうたい	渡邊 佐智男	H24年4月	H24.4	7	7	段ボールなど、身近な材料で甲冑を製作しました。関宿街道まつりや、松阪市、鳥羽市などのイベントで甲冑を身に付け、甲冑隊として楽しんでいます。	健康						○	○

平成29年度 市民活動応援制度 団体登録申請受付一覧表

■■■■ ・・・新規申請団体

■■■■ ・・・団体名変更

申請 NO.	団体名	よみかた	代表者氏名	設立年月	規約等 制定日	構成 員数	市内の 構成員 数	活動内容	活動部門					提供先		
									健康	福祉	文化			個人	まち協	
64	亀山カラオケ「今は 幸せ会」	かめやまからおけい まはしあわせかい	城西 政夫	H25年4月	H25.4	60	60	地域まちづくり協議会に出向いて各協議会会員さんと歌を楽しみながら市民レベルでの和を広げていきたいと思っています	健康	福祉	文化				×	○
65	モーニングサロン 「くつろぐ輪」	もーにんぐさろんく つろぐわ	城西 政夫	H25年4月	H25.4	15	15	私たちは朝のひとときにモーニングサービス（軽食と飲みもの）を提供しています。参加者様の健康向上のためにがんばっています。	健康	福祉					×	○
66	魚と子どものネット ワーク	さかなとこどもの ねっとわーく	新玉 拓也	H20年9月	H24.4	30	4	水辺の環境保全や環境学習に関わる活動	環境						○	○
67	多 門	たもん	佐野 真琴	H16年8月	H17.4.1	18	14	週に1度の踊りの練習。亀山市内外のイベントでの演舞。 新曲の練習を始めましたので、新メンバーを募集中です。	健康	福祉	その他 (ソ ーラ ン踊 り)				○	○
68	市民ネットワーク多 聞	しみんねっとわーく たもん	明石 澄子	H18年12月	H18.12.1	10	10	福祉関係の施設の季節イベントに協力 まちづくり協議会や自治会にも協力して、皆さまから温かいご声援いただいています。	福祉	健康	教育	文化	子育て	○	○	

個別事業進捗状況報告 関係資料

(まちづくり基本条例との整合の検証)

まちづくり基本条例との整合の検証について

1. チェックリストのホームページでの公表について

開始時期：平成 28 年 10 月より開始

公表件数：12 件（計画策定 12 件）

公表した計画：

No.	計画名	担当室
1	第 2 次亀山市総合計画基本構想および前期基本計画	企画政策室
2	亀山市教育大綱	企画政策室
3	亀山市 ICT 利活用計画	人事情報室
4	亀山市公共施設等総合管理計画	財政行革室
5	第 2 次亀山市スポーツ推進計画	文化スポーツ室
6	第 3 次亀山市男女共同参画基本計画	共生社会推進室
7	亀山市健康・医療推進計画	長寿健康づくり室
8	亀山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）	廃棄物対策室
9	亀山市空家等対策計画	営繕住宅室
10	第 2 次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務室
11	亀山市学校教育ビジョン	教育研究室
12	亀山市生涯学習計画	生涯学習室

チェックリスト：別紙のとおり

2. 条例との整合確認チェックポイント資料の作成について

目的：条例や計画を策定または改廃しようとするときには、まちづくり基本条例との整合を確認しなければならないが、どのような視点で整合を確認すべきかというポイントを例示することで、チェックリストの作成を職員が円滑に行えるようポイント資料を作成した。

活用：具体的には、条例や計画の記述内容とチェックポイントを照らし合わせ、チェックボックスにチェックが入った条文について、担当室において『チェックリスト』を作成する。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

企画政策室長 豊田 達也 印

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 3 条 (条例の位置付け)	P.5 (2)亀山市の今	まちづくり基本条例の施行と推進について、記載しています。
第 5 条 (市民の責務)	P.13 (3)まちづくりの基本方針	総合計画の推進にあたり、市民・地域の連携・協働が重要であることや、その力を生かし、輝かせる考え方を「まちづくりの基本方針」として記載しています。
第 7 条 (執行機関の責務)	P.10 (持続可能な行政経営)	市民サービスを低下させずに、諸課題に対応しながら持続的な行政経営に取り組む必要性を記載しています。
第 10 条 (協働の原則)	P.12 『つながりと交流のあるまち』	市民をはじめとした多様な交流のあるまちをみざす考え方を記載しています。
第 14 条 (地域尊重の原則)	P.9 (地域の絆と地域の活力の充実)	地域まちづくり協議会の設立など、活力ある地域活動の重要性を記載しています。
第 15 条 (持続可能性の原則)	P.10 (持続可能な行政経営)	市民サービスを低下させずに、諸課題に対応しながら持続的な行政経営に取り組む必要性を記載しています。
第 16 条 (安全・安心の原則)	P17 ⑤安全な居住環境確保に向けた都市の安全性の向上	災害に備えた安全な都市づくりの必要性と、推進方針を記載しています。
第 17 条 (環境の保全及び創造の原則)	P4 (1)亀山市の生い立ち P17 ④心地よい居住環境の形成	亀山市の特性である豊かな自然などを含めた「ふるさと亀山」の考え方とや、都市形成面からの豊かな自然環境の大切さなどを記載しています。
第 18 条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	P4 (1)亀山市の生い立ち	東海道をはじめとした街道(道)を基軸とした亀山市の歴史を記載しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

企画政策室長 豊田 達也 印

まちづくり基本条例	関連個所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 9 条 (職員の責務)	P.91 目指す姿 P.91 ①時代を拓く職員の能力の向上	市民から信頼される職員となることや職員のスキル向上等について記載しています。
第 10 条 (協働の原則)	P.85 ①市民参画・協働の促進	市民の意見を市政に生かせるよう、様々な機会を通じた協働・参画の機会づくりを記載しています。
第 11 条 (参加の原則)	P.85 ①市民参画・協働の促進	市民の意見を市政に生かせるよう、様々な機会を通じた協働・参画の機会づくりを記載しています。
第 12 条 (情報共有の原則)	P.85 ①市民参画・協働の促進 P.93 ①行政情報の適切な管理	様々な媒体を活用した市民との情報共有や、行政情報の有効活用の方角性を記載しています。
第 13 条 (市民尊重の原則)	P.91 ①時代を拓く職員の能力の向上	市民から信頼される職員となることや職員のスキル向上等について記載しています。
第 14 条 (地域尊重の原則)	P.47 (1)自立した地域まちづくり活動の推進	地域の自立したまちづくり活動を支えるための支援を記載しています。
第 15 条 (持続可能性の原則)	P.94 (3)持続性を保つ健全な財政運営	持続性を保つために必要な健全な財政経営のための考え方を記載しています。
第 16 条 (安全・安心の原則)	P.4 『安全力ジャンプアップ』プロジェクト	『安全』の視点によるプロジェクトとその取り組みについて記載しています。
第 17 条 (環境の保全及び創造の原則)	P.32 (7)低炭素・循環型社会の構築 P.34 (8)自然との共生	地球温暖化防止対策を進めるとともに、本市の良好な自然環境との共生について記載しています。
第 18 条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	P.36 (9)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進 P.38 (10)歴史文化の継承・活用	東海道を中心とした歴史的な地域資源の保存・活用や、歴史的風致の維持向上について記載しています。

※まちづくり基本条例の各条項に関連する規定等がない(該当する規定等を盛り込む必要がない)場合は、関連個所を空欄にしてください(空欄の行は非表示にしてください)。

※まちづくり基本条例と関連する規定等がないもの(全ての欄が空欄となるもの)については、次の様式を提出してください。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

企画政策室長 豊田 達也

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第14条 (地域尊重の原則)	P3. (2)基本方針 基本方針-Ⅱ 地域とともにある学校づくり 基本方針-Ⅳ 地域で生きる人づくり	大綱の基本方針において、地域を重視する方針として、地域と学校のつながりや、地域での人が活躍することを意図した方針を示すことで、重く捉え、整理しています。
第15条 (持続可能性の原則)	P.3 (2)基本方針 基本方針-I 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現	亀山市の将来を担う子どもたちの成長を支える豊かな学びを実現するための方針として整理しています。
第18条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	P.2 2. 亀山市の目指す教育 (1)基本理念	本大綱の基本理念において、亀山市で培われた教育に関する歴史を踏まえながら、考え方を整理しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

人事情報室長 草川吉次

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
<p>第10条 (協働の原則)</p> <p>第11条 (参加の原則)</p> <p>第12条 (情報共有の原則)</p>	<p>P16 第3章 基本理念とビジョン 1節 基本理念と3つのビジョン 1-1 基本理念</p> <p>基本理念「新たな視点で“つなげる”ICTの利活用」</p> <p>この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり（ネットワーク）を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。</p>	<p>近年のICTの進展にともない行政や地域のあり方が変わりつつある。ICTをいつでも、どこでも、誰でも活用できる場面が広がってきており、市民や地域との協働が可能となるネットワークやサービスが整備されてきている。これに加えて、オープンデータなどにより、行政データを利活用できるようになることで、これまでにない協働の創出や地域の自立的な活動が期待できる。なお、これらの仕組みを活かすためには、行政においても新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、自ら新しい視点で取り組んでいくことが求められており、「ICT利活用計画」においては、このような状況を踏まえた上で、基本理念を設定した。</p>

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

財政行革室長 田中 直樹

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 1 条 (目的)	P1 計画策定の背景と目的	財政や公共施設等の状況、人口推計などの分析を行い、更に将来費用を試算した上で、利便性の向上や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立って、更新や統廃合、長寿命化などの方針を示します。
第 4 条 (市民の権利)	P1 計画策定の背景と目的	今後の公共施設等の在り方については、行政サービスの水準や市民の利便性、最適な配置など様々な視点から総合的に進めていきます。
第 5 条 (市民の責務)	P47 情報管理・共有化の必要性 (議会や住民との情報共有等)	本計画を推進するにあたっては、議会や住民とともに今後の公共施設の在り方を考えていく必要があるため、施設に関する情報や問題意識を共有します。
第 6 条 (議会の責務)		
第 7 条 (執行機関の責務)	P47 情報管理・共有化の必要性 (議会や住民との情報共有等)	議会や市民とともに今後の公共施設の在り方を考えていきます。
第 8 条 (市長の責務)	P19 公共施設等の管理に関する基本方針	将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5年間の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組むこととします。
第 9 条 (職員の責務)		
第 10 条 (協働の原則)	P47 情報管理・共有化の必要性 (議会や住民との情報共有等)	本計画を推進するにあたっては、議会や住民とともに今後の公共施設の在り方を考えていく必要があるため、施設に関する情報や問題意識を共有します。
第 11 条 (参加の原則)		
第 12 条 (情報共有の原則)		
第 15 条 (持続可能性の原則)	P19 公共施設等の管理に関する基本方針	将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行う…。
第 16 条 (安全・安心の原則)	P1 計画策定の背景と目的	公共施設等を安心・安全に利用できるよう…。利便性の向上や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立って…。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

文化スポーツ室長 小林 恵太

まちづくり基本条例	<p style="text-align: center;">関連箇所</p> <p style="font-size: small;">(条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)</p>	<p style="text-align: center;">関連内容</p> <p style="font-size: small;">(まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載</p>
<p>第 1 条 (目的)</p>	<p>P 7 目指す姿</p>	<p>市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、一体感と活気のある地域が形成されるとともに、健康で豊かな暮らしが営まれ、本市ならではのスポーツ文化が創造されるよう、取り組みを進めます。</p>
<p>第 4 条 (市民の権利)</p>	<p>P 8 スポーツ活動の充実</p>	<p>多様な市民が参加できるようなスポーツ教室やイベントなどの開催を促進するとともに、幼少期からスポーツが習慣化するように、学校体育活動の充実や、安心安全なスポーツ環境を充実し、スポーツをする人を支援します。</p>
<p>第 1 0 条 (協働の原則)</p>	<p>P 27 計画の推進体制</p>	<p>本計画は、こういった大規模大会を契機とした全市をあげた様々な取り組みの体制を包括しながら、各施策に関係する、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりをはじめとする本市の幅広い関係部署間にわたる全庁的な体制に加え、各種スポーツ団体や運動施設指定管理者、関係機関をはじめ、地域、学校、企業などとの連携や協力により推進していきます。</p>
<p>第 1 1 条 (参加の原則)</p>	<p>P 16 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 (施策の方向性)</p> <p>P 27 計画の評価と進行管理</p>	<p>健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。</p> <p>本計画の評価は、市民の参画を得た亀山市スポーツ推進審議会を中心に行うこととしています。</p>

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第13条 (市民尊重の原則)	P20 スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上(施策の方向性)	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な活動の支援に取り組みます。
第14条 (地域尊重の原則)	P16 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実(施策の方向性)	生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
第15条 (持続可能性の原則)	P18 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実(施策の方向性)	子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。
第16条 (安全・安心の原則)	P18 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実(施策の方向性)	子どもたちが安心安全に外遊びやスポーツ活動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。また、市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

共生社会推進室長 渡邊 知子

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 4 条 (市民の権利)	P10「2. キャッチフレーズ」及び 計画書全体	条例第 4 条第 1 項「市民は、まちづくりに参加する権利を有する。」に関し、計画のキャッチフレーズを「 <u>共につくろう</u> 男女が生き生き輝くまち かめやま」としています。 また、同条第 4 項に規定の「本条第 1 項から第 3 項までの権利の行使に際し、性により差別されない」ことを具現化するため、本計画を策定するものです。
第 5 条 (市民の責務)	P10「2. キャッチフレーズ」及び 計画書全体	条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に関し、計画のキャッチフレーズを「 <u>共につくろう</u> 男女が生き生き輝くまち かめやま」としたほか、個別の施策において、市と市民が協働して取り組んでいくべき施策を記載しています。
第 7 条 (執行機関の責務)	P10「2. キャッチフレーズ」及び 計画書全体	条例第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に関し、計画のキャッチフレーズを「 <u>共につくろう</u> 男女が生き生き輝くまち かめやま」としたほか、個別の施策において、市と市民が協働して取り組んでいくべき施策や、男女共同参画の推進に関する市民の活動の支援につながるような施策を記載しています。
第 8 条 (市長の責務)	P15 (3) 地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進 P18、P19「4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」 P27 (1) 女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 P38「1. 推進体制」	条例第 8 条第 2 項の規定に関し、男性に偏らず女性の視点も取り入れた政策・方針決定過程の拡大により、的確な市民ニーズの把握や的確な行政サービスの提供など、効率的な行政運営に資するよう、各種審議会等における女性の登用推進や市役所の女性職員の活躍促進について記載しています。 同条第 3 項の規定に関し、男女共同参画の推進に関する知識や能力を持った職員を育成するため、職員研修の機会の充実に努める旨を記載しています。
第 9 条 (職員の責務)	計画書全体	条例第 9 条第 2 項の規定に関し、男女共同参画社会の実現に向けて、市のあらゆる部署の職員が、創意工夫して職務を執行すべき各個別施策について記載しています。
第 10 条 (協働の原則)	P10「2. キャッチフレーズ」及び 計画書全体	計画のキャッチフレーズを「 <u>共につくろう</u> 男女が生き生き輝くまち かめやま」としたほか、個別の施策において、市と市民が協働で取り組んでいくべき施策を記載しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第11条 (参加の原則)	P10「2. キャッチフレーズ」及び 計画書全体	計画のキャッチフレーズを「 <u>共につくろう</u> 男女が生き生き輝くまち かめやま」としたほか、個別の施策においても、市民の参加により進められる施策を記載しています。
第12条 (情報共有の原則)	P38「第5章 計画の推進」	本計画に基づく男女共同参画に関する進捗状況や評価については、毎年度市民等に公表する旨を記載しています。
第15条 (持続可能性の原則)	計画書全体	男女が共に自らの個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは、持続可能なまちの構築につながることから、計画書全体において、そのために必要な施策等を記載しています。また、持続可能なまちの構築のため、次世代への男女共同参画に関する教育を推進する旨を記載しています。
第16条 (安全・安心の原則)	P26～P33「基本目標3 安全・安心な暮らしの実現」	女性等の安全・安心な暮らしを実現するための様々な施策について記載しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

長寿健康づくり室長 駒谷 みどり

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 7 条 (執行機関の責務)	P15 「4取り組み内容」	市民が健康づくり活動に自主的に取り組めるよう支援することを記載しています。
第 8 条 (市長の責務)	P 42 「〇公表」	数値等目標の達成状況等については、市ホームページ等にて公表し、市民への周知に努めます。
第 9 条 (職員の責務)	P 42 「2計画の進行管理」	計画の進行管理は、別途作成する「実施計画（進捗管理用）」により管理するものとし、毎年度定期的に進捗状況の確認を行い、亀山市保健医療推進会議に報告し検証することを記載しています。
第 1 1 条 (参加の原則)	P15 「3めざす姿」	運動やスポーツを取り入れた健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式（健康文化）になることをめざす姿として、記載しています。
第 1 4 条 (地域尊重の原則)	P 32 (1現状)、P 33 (2課題)、P 33 (4取り組み内容)	市民が健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施することを記載しています。
第 1 6 条 (安全・安心の原則)	P 12 (1) 基本理念	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを基本理念として、記載しています。
第 1 7 条 (環境の保全及び創造の原則)	P 37 (1現状)	市民が間伐体験等に取り組む「海と森林を結ぶ交流事業」について記載しています。
第 1 8 条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	P 34 (4食育の推進)、P 36 「めざす姿」	自然を尊ぶという日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を「和食：日本人の伝統的な食文化」として記載しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト
(第1部 ごみ処理基本計画)

確認者

廃棄物対策室長 谷口 広幸

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第5条 (市民の責務)	P.34～P.36 第2章5(1) ①市民の役割 第2章5(1) ②事業者の役割	計画目標年度においてごみの減量化・再生利用の目標値の達成を目指し、さらなるごみの排出抑制や資源化拡大を実現するために、市民及び事業者の役割を明記している。
第7条 (執行機関の責務)	P.36～P.37 第2章5(1) ③行政の役割	計画目標年度においてごみの減量化・再生利用の目標値の達成を目指し、さらなるごみの排出抑制や資源化拡大を実現するために、執行機関である行政の役割を明記している。
第10条 (協働の原則)	P.31 第2章1 基本理念	暮らしの快適さやゆとり、並びに事業活動の進展と環境に配慮したさまざまな取り組みとの調和は、市民、事業者及び行政が協働で実施することとしている。
第12条 (情報共有の原則)	P.36～P.37 第2章5(1) ③行政の役割	ごみ減量化に向けた啓発や、資源物再生利用の拡大を推進するため、具体的なごみ排出抑制、資源化の方策に関する情報をホームページ等を用い、情報共有することとしている。
第15条 (持続可能性の原則)	P.31～P.33、P.38～P.47 第2章3 計画目標 第2章4 目標達成に必要なごみ減量化・資源化の原単位 第2章6 分別収集するごみの区分と種類 第2章7 排出抑制及び資源化施策後のごみの排出量と資源化量 第2章8 排出抑制及び資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率 第2章9 ごみの適正処理及び実施する者に関する基本的事項 第2章10 ごみ処理施設の整備に関する事項 第2章11 その他ごみ処理に関し必要な事項 第2章12 主な課題に対する対応	計画目標年度に向けて、市民、事業者及び行政の3者が、さらなるごみの減量化と再生利用を目指すことにより、循環型社会・低炭素社会を構築するとともに、環境負荷の低減を図り、持続可能なまちの構築に資するもの。
第17条 (環境の保全及び創造の原則)	P.31～P.33、P.38～P.47 第2章3 計画目標 第2章4 目標達成に必要なごみ減量化・資源化の原単位 第2章6 分別収集するごみの区分と種類 第2章7 排出抑制及び資源化施策後のごみの排出量と資源化量 第2章8 排出抑制及び資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率 第2章9 ごみの適正処理及び実施する者に関する基本的事項 第2章10 ごみ処理施設の整備に関する事項 第2章11 その他ごみ処理に関し必要な事項 第2章12 主な課題に対する対応	計画目標年度に向けて、市民、事業者及び行政の3者が、さらなるごみの減量化と再生利用を目指すことにより、循環型社会・低炭素社会を構築するとともに、環境負荷の低減を図り、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にすることに資するもの。
第19条 (推進義務)	P.46 第2章11 廃棄物減量等推進審議会の設置	ごみの排出抑制・資源化のための施策は、審議会において検討することとしている。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト
(第2部 生活排水処理基本計画)

確認者

廃棄物対策室長 谷口 広幸

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 5 条 (市民の責務)	P.64 第2章1 基本方針	家庭からの生活排水に対しては発生源対策を考慮し、公共用水域の水質保全に資することについて明記している。
第 7 条 (執行機関の責務)	P.64 第2章1 基本方針	地域特性に応じた処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水処理対策に努め、環境負荷の低減を図り、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にするために、執行機関である行政の役割を明記している。
第 1 2 条 (情報共有の原則)	P.64 第2章1 基本方針	浄化槽の適正な維持管理とともに生活雑排水への夾雑物の混入等の抑制を図るため、啓発活動を行い、情報共有することとしている。
第 1 5 条 (持続可能性の原則)	P.64～P.70 第2章1 基本方針 第2章2 処理主体及び体制 第2章3 今後の予測	計画目標年度に向けて、長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理対策を進めることにより、環境負荷の低減を図り、持続可能なまちの構築に資するもの。
第 1 7 条 (環境の保全及び創造の原則)	P.64～P.70 第2章1 基本方針 第2章2 処理主体及び体制 第2章3 今後の予測	計画目標年度に向けて、長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理対策を進めることにより、環境負荷の低減を図り、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にすることに資するもの。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

営繕住宅室長 鳥居 和紘

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
<p>(市長の責務) 第 8 条 市長は、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p>	<p>(P11) 空家等対策における責務と役割 ②市の責務</p>	<p>市は安心安全なまちづくりを推進に寄与するため、空家等に関する対策について主体的な役割を行う。</p>
<p>(協働の原則) 第 10 条 まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする。</p>	<p>(P12) 空家等対策における責務と役割 所有者等の責務・市民の役割</p>	<p>所有者等は市が実施する空家等対策に協力し、市民は市が実施する空家等対策に協力するよう努める。</p>
<p>(安全・安心の原則) 第 16 条 まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。</p>	<p>(P17) 改善方針</p>	<p>悪影響を及ぼすおそれのある空家等から周辺住民の生命・身体・財産を保護することや生活環境の保全を行うにあたり、市がこれらの空家等に対し改善措置を行います。</p>

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

消防総務室長 宮崎 郁太郎

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 4 条 (市民の権利)	P.2(1)基本理念	市民の安心を支えるために消防力の充実強化に取り組むことを基本理念として記載しています。
第 5 条 (市民の責務)	P.9【基本方針2】予防体制の充実強化	地域消防力を強化するためには、地域や市民等がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互に協働する必要性を記載しています。
第 7 条 (執行機関の責務)	P.9【基本方針2】予防体制の充実強化	防火活動の担い手となる人材の育成に努めるため、幼年・少年消防クラブや女性防火クラブの各団体に対する育成、指導について記載しています。
第 8 条 (市長の責務)	P.5【基本方針1】消防体制の充実強化	消防学校等への職員派遣や知識・技術の伝承を通じた職員の能力向上について記載しています。
第 1 1 条 (参加の原則)	P.9【基本方針2】予防体制の充実強化 P.10 2防火思想の普及啓発	防火思想の普及啓発には、広く市民が参加できる防火イベントを行う必要があることを記載しています。
第 1 5 条 (持続可能性の原則)	P.9【基本方針2】予防体制の充実強化 P.10 2防火思想の普及啓発	将来の地域防災の担い手をなす人材の育成について記載しています。
第 1 6 条 (安全・安心の原則)	P.2(1)基本理念	市民の安心を支えるために消防力の充実強化に取り組むことを基本理念として記載しています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者 **教育委員会事務局**
教育次長兼教育研究室長 大澤 哲也

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 3 条 (条例の位置付け)	P 2 第 1 章 1 (2) 位置づけ	本ビジョンにおいては、学校内における教育のみならず、学校を取り巻く地域や家庭、地元企業などとの連携についても示します。
第 4 条 (市民の権利)	P 30～32 第 3 章 3 (2) P 36 第 3 章 4 (1) ③ P 45～50 第 3 章 基本目標 5 (全般)	すべての子どもが、障がいの有無や国籍の違い、学力差、不登校、家庭の経済状況等により不利益を受けることなく、一人一人の個性や力を最大限に発揮し可能性を伸ばすための教育のあり方や環境整備等を進めます。
第 5 条 (市民の責務)	P 20～21, 24～25 第 3 章 基本目標 2 (1) (3) (4)	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となって教育活動に取り組む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
第 7 条 (執行機関の責務)	P 21 第 3 章 基本目標 2 (1) 特色と信頼のある学校づくり (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関との連携ネットワーク P 47 第 3 章 基本目標 5 (1) ②安全で安心できる学校施設の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や「社会に開かれた教育課程」実現への取組を推進し、地域や家庭の協力・参画を得たり、関係機関との連携を強化したりすることで、学校教育活動の充実を図ります。 また、学校施設の地域住民の積極的な利用を推進するとともに、安全確保・防犯・防災などの面で地域と連携しながら取組を進めます。
第 9 条 (職員の責務)	P 27 第 3 章 基本目標 2 (5) ②教育関係部門・機関及び社会教育・社会体育との連携の強化	教育行政をさらに推進するために教育委員会内の連携を強化するとともに、学校教育をはじめ行政内における各種部門との連携を推進します。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第10条 (協働の原則)	P20～21, 24～25 第3章 基本目標2 (1) (3) (4)	学校・家庭・地域が連携・協働し一体となって教育活動に取り組む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
第11条 (参加の原則)	P60～61 亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱及び委員名簿 P62～ アンケート調査の結果	「学校教育ビジョン」を策定するにあたっては、策定委員として市民代表となる委員を公募し、その意見を計画の作成に反映するとともに、保護者アンケートを実施し、その結果を計画策定に向けた協議の参考資料としました。
第14条 (地域尊重の原則)	P21 第3章 基本目標2 (1) ①魅力ある個性をもち、地域とともにある学校づくり	各学校がめざす学校像・子ども像をや課題を地域と共有し、地域の特色を活かした「地域とともにある学校づくり」を推進します。
第15条 (持続可能性の原則)	P14 基本理念	「ふるさと亀山を受け継ぎ未来を拓く教育の創造」を教育理念として設定し、新しい時代を生き抜くために必要な生きる力を獲得し、「ふるさと亀山」で受け継いだ思いや考えを活かして人々とともによりよい未来を拓く子どもたちを育成します。
第16条 (安全・安心の原則)	P47 第3章 基本目標5 (1) ②安全で安心できる学校施設の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり	学校施設の安全性・快適性を高めるとともに、安全確保・防犯・防災などの面で地域と連携しながら取組を進めます。
第17条 (環境の保全及び創造の原則)	P19 第3章 基本目標2 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育	子どもたちが身近な自然や環境について学び、考え、行動する体験活動に取り組み、環境問題を水かあの問題として捉え自分にできることを考え、実践する力を身につけられるようにします。
第18条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	P19 第3章 基本目標2 (1) 亀山市の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育	子どもたちが亀山市のよさや豊かな自然・歴史文化について誇りを持って語れるように、地域の歴史や伝統的文化を主体的に学ぶ教育活動に取り組みます。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

確認者

生涯学習室長 亀山 隆

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第 2 条 (定義)	第1章 生涯学習計画策定にあたって 2 亀山市生涯学習計画の趣旨 (3) 生涯学習計画の位置付け・期間・対象	生涯学習計画の対象者はすべての「市民」としました。
第 3 条 (条例の位置付け)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 1 基本理念と基本目標 (2) 基本目標	生涯学習計画の対象者は、すべての「市民」とし、基本目標を「学びの成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市」として、学びを通じて市民の誰もがまちづくりに参画するきっかけの創出を図ったものとしています。
第 4 条 (市民の権利)	第1章 生涯学習計画策定にあたって 1 生涯学習とは	生涯学習計画においては、誰もが等しく学ぶ機会が提供されることを前提としています。
第 7 条 (執行機関の責務)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 1 基本理念と基本目標 (1) 基本理念	生涯学習計画では、学びの成果がまちづくりに生かされるしくみの創出を包括したものとしています。
第 1 1 条 (参加の原則)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 1 基本理念と基本目標 (2) 基本目標	生涯学習計画においては、学びの成果によって地域社会に参画して活躍できることをめざしています。
第 1 3 条 (市民尊重の原則)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 1 基本理念と基本目標 (1) 基本理念	生涯学習計画においては、自らの意思によって学びを行い、誰もが等しく学ぶ機会が提供されることを前提としています。
第 1 4 条 (地域尊重の原則)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 2 生涯学習計画のめざす姿とその施策 めざす姿 5 自らを高め、ともに高めあう「学び」 4 「個」が生かされる地域社会づくり	生涯学習計画においては、それぞれの地域が主体となって、地域の即した学びを展開することを進めることとしています。
第 1 5 条 (持続可能性の原則)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 2 生涯学習計画のめざす姿とその施策 めざす姿 4 地域を愛し、亀山を愛する学び	生涯学習計画においては、地域の学びを通じて、次世代に向けて地域に対する愛着心や誇りを育みに取り組むものとしています。

まちづくり基本条例との整合性チェックリスト

まちづくり基本条例	関連箇所 (条例・規則等については、該当する条項を記載) (計画は、該当するページと見出し名等を記載)	関連内容 (まちづくり基本条例との関連において、特に留意した点等を記載) ※上位法令等で記載があり、策定しようとする条例・計画等では直接記載しない場合は、「関連内容」にその旨を記載
第18条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	第2章 亀山市生涯学習計画の体系 2生涯 学習計画のめざす姿とその施策 めざす姿 4 地域を愛し、亀山を愛する学び 2歴史・文化・自然を伝える学び	生涯学習計画においては、地域の歴史文化を共有し、その魅力を発信することを学びの一環として位置づけています。

亀山市まちづくり基本条例との整合確認のチェックポイント

策定または改廃する条例や計画等と基本条例との整合を確認する際のチェックポイントについて、以下のとおり例示しますので、関連内容欄へ記述する際の参考としてください。
本チェックポイントは、あくまでもチェックリスト作成の参考資料ですので、決裁への添付は不要です。

まちづくり基本条例	関連内容へ記述する際のチェックポイント	チェック
第 1 条 (目的)	前文で表現された「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」が意識されているか。	
	分権時代にふさわしい新たな自治の確立を図ることにより、亀山市らしいまちを実現することが意識されているか。	
第 2 条 (定義)	策定または改廃する条例や計画等で用いられる「市民」、「事業者」、「執行機関」の用語の意義は、条例第 2 条の定義と整合しているか。	
第 3 条 (条例の位置付け)	本条例が亀山市のまちづくりの基礎となる条例であることを理解して、本条例に定める事項との整合を図ることを意識しているか。	
第 4 条 (市民の権利)	市民がまちづくりに参加する権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が議会や執行機関が保有する公文書の公開を求める権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が様々な行政サービスを受ける権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民が国籍や人種などに関わらず、市民として平等に権利を有していることが明らかにされているか。	
	市民の権利を行使する・しないによって、市民がまちづくりにおいて、不利益な扱いを受けないことが明らかにされているか。	
第 5 条 (市民の責務)	市民自らが、まちづくりの主体であるとともに、相互に尊重し、協力し合い、共にまちを創りあげていくことが明らかにされているか。	
	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	
	市民が行政サービスを受ける際には、受益者負担の考え方に基づいて、行政サービスに伴う一定のコストを負担する責務があることが明らかにされているか。	
	事業者は、市民であるとともに、地域社会の一員でもあるため、まちづくりへの積極的な参加が求められるとともに、事業活動を行う際には、環境への影響を最小限に抑え、地域社会との調和を図るよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
第 6 条 (議会の責務)	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	

まちづくり 基本条例	関連内容へ記述する際のチェックポイント	チェック
第 7 条 (執行機関 の責務)	市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働してまちづくりを行うことが明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参加するための体制や仕組みの整備が明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民の行う様々なまちづくりに関する活動に対する支援について明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、国、県や近隣の市町等の他の地方公共団体と連携協力することが明らかにされているか。	
	執行機関の責務として、市民に対して分かりやすく丁寧な説明を行わなければ、市民のまちづくりへの参加は困難であることから、まちづくりに関する説明責任について明らかにされているか。	
第 8 条 (市長の責 務)	市長が、条例第 3 章で定める 9 つの基本原則に従ってまちづくりを進めることや行政事務に限定されたまちづくりを見るのではなく、将来にわたって広く地域社会全体を見据えたまちづくりを進めるよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、市民の税金を効率的に使うなど最小の経費で最大の効果を上げることにより、市民の信頼に応える効率的な行政運営を行うよう努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、実際の行政事務を行う職員の能力向上と、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めなければならないことが明らかにされているか。	
	市長が、総合計画に沿って施政の方針を毎年度明らかにしなければならないことや、達成状況を市民と議会に説明しなければならないことが明らかにされているか。	
第 9 条 (職員の責 務)	職員が、職務を公正かつ能率的に遂行しなければならないことが明らかにされているか。	
	職員が、亀山市のまちづくりに携わる一員としての志をもち、知識や能力を向上させ、創意工夫を図って職務を執行しなければならないことが明らかにされているか。	
第 10 条 (協働の原 則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関の 3 者が互いの立場、責任、役割などを認め合い、尊重して、信頼関係を形成し、協働してまちを創り上げていくことが明らかにされているか。	
第 11 条 (参加の原 則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりは、委員の公募、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、市民の参加によって進めていくことが明らかにされているか。	
	市民活動や地域活動についても、市民の参加により進めていくことが明らかにされているか。	

まちづくり基本条例	関連内容へ記述する際のチェックポイント	チェック
第12条 (情報共有の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、市民・議会・執行機関は、それぞれのもつまちづくりに必要な情報を相互に提供し合い、共有することが明らかにされているか。	
第13条 (市民尊重の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、議会、執行機関または市民同士が法律や他の条例などで定められた市民の権利や自主性を尊重することが明らかにされているか。	
第14条 (地域尊重の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、各地域を育んできた地域の市民の活動や、地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重することが明らかにされているか。	
第15条 (持続可能性の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、まちづくりにおいては、現代の世代のみならず、将来世代によりよいまちを受け継いでいくという責務を果たすために、環境負荷の低減、財務規律の確立やこれからのまちづくりを担う人の育成などによって、持続可能なまちを構築することが明らかにされているか。	
第16条 (安全・安心の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、一人ひとりが生き生きとしあわせに暮らせるために、防災・防犯体制や福祉の充実など安全で安心なまちを構築することが明らかにされているか。	
第17条 (環境の保全及び創造の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、私たちが育んできた自然環境を守り育てるとともに、暮らしを取り巻く環境を良好な状態にすることが明らかにされているか。	
第18条 (歴史尊重及び文化振興の原則)	亀山市のまちづくりの共通のきまりとして、東海道をはじめとする旧街道と3つの宿場町、さらに城下町などの歴史遺産を資産としてまちづくりにいかすとともに、これまでに培ってきた文化をさらに振興することが明らかにされているか。	
第19条 (推進義務)	<p>※まちづくり基本条例の進捗管理部署のみ該当</p> <p>・条例の目的を達成するために、各条文に関連した取り組みを進めるための具体的な方法を定めなければならないことが意識されているか。</p>	
第20条 (亀山市まちづくり基本条例推進委員会)	<p>※まちづくり基本条例の進捗管理部署のみ該当</p> <p>・条例に基づくまちづくりを推進していくための組織として、まちづくり基本条例推進委員会が設置されているか。</p> <p>・推進委員会の調査検討事項が、条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法、条例の見直しに関すること、その他条例に基づくまちづくりに必要なことであることが意識されているか。</p> <p>・市長が、推進委員会の調査検討の結果に基づいて、条例自体やまちづくりの諸制度の見直しを行うことが意識されているか。</p>	